

柳川市景観計画 届出の手引き



この手引きの使い方

①～⑤に沿って届出が必要かどうかの確認を行い、必要な場合は⑥で景観形成基準やその意図を理解した上で、⑦～⑧に従って、届出を行ってください。

前提の確認

柳川市景観計画の理念や方針等

「柳川市景観計画」をご覧ください。柳川市における景観形成の主旨、計画の理念・方針、将来イメージ、景観まちづくりの考え方等をご理解ください。

届出が必要かどうかの確認

① 景観計画区域内における届出対象行為 ▶ P1

詳細については、②～⑤で確認してください。

確認

② 景観計画区域におけるエリアと地区 ▶ P2～

柳川市全域が「景観計画区域」ですが、エリア・地区によって届出対象行為が異なります。エリア・地区区分図を参照の上、行為の予定地がどこに該当するかを確認してください。

③ 行為の種別 ▶ P4～

予定している行為の種別がどれに該当するかを確認してください。

④ 届出基準の確認 ▶ P6～

届出が必要となる規模などについて、行為の種別ごとに示しています。該当する種別ごとにご確認ください。

建築物の建築等について ▶ P6

工作物の建設等について ▶ P7

開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更について ▶ P8

木竹の伐採について ▶ P8

屋外における物件の堆積について、特定照明について ▶ P9

⑤ 通知対象、届出の適用除外行為について ▶ P10～

届出の適用除外にあたる行為等について解説しています。ご確認ください。

⑥ 景観形成基準に関する解説 ▶ P12～

景観形成基準について解説やポイントを記載しています。景観形成基準には、エリア・地区ごとの基準と全ゾーン共通の基準（色彩、敷地の緑化）があります。

⑦ 届出の手続内容 ▶ P57～

届出にあたっては事前協議が必要です。事前協議から行為完了までの「届出の流れ」や「届出に必要な書類」について示しています。

⑧ 様式集 ▶ P60～

ガイドラインに沿った計画ができましたら、行為着手の30日前までに届出を行ってください。届出に必要な様式は本誌に掲載しています。

配慮事項・届出内容の確認

目 次

1 . 景観計画区域内における届出対象行為	1
2 . 景観計画区域におけるエリアと地区	2
3 . 行為の種別	4
4 . 届出基準の確認	6
5 . 通知対象、届出の適用除外行為について	10
6 . 景観形成基準に関する解説	12
(1) 中心市街地エリア 城堀周辺地区、旧城下町地区	12
(2) 中心市街地エリア 西鉄柳川駅周辺地区	23
(3) 田園エリア	32
(4) 有明海・干拓地エリア	39
(5) 全エリア・地区の共通項目	46
7 . 届出の手続内容	57
(1) 届出の流れ（届出・審査等の手順）	57
(2) 届出等に必要書類	58
(3) 届出・相談窓口	59
8 . 様式集	60
(1) 様式第 1 号（第 3 条関係） 事前協議書	60
(2) 様式第 2 号（第 4 条関係） 行為の届出書	62
(3) 様式第 3 号（第 4 条関係） 行為の通知書	65
(4) 様式第 8 号（第 11 条関係） 行為完了届出書	68
(5) 様式の記入例	69

1. 景観計画区域内における届出対象行為

柳川市において、下記の行為を行う場合は、「景観法」及び「柳川市景観条例」に基づき、あらかじめ行為の届出（国の機関又は地方公共団体の場合は通知）が必要です。

表 景観計画区域内における届出対象行為

届出対象の範囲 対象行為	中心市街地エリア			田園 エリア	有明海・ 干拓地エリア
	城堀周辺 地区	旧城下町 地区	西鉄柳川駅 周辺地区		
①建築物の建築等 新築、増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若しくは模様 替え又は色彩の変更をさします。	すべての建築行為	高さ 10m以上、又は延床面積 500 m ² 以上			
②工作物の建設等 新設、増築、改 築若しくは移転、 外観を変更するこ ととなる修繕若し くは模様替え又は 色彩の変更をさし ます。	塔状工作物類、 遊戯施設類	すべての建設行為	高さ 10m以上（ただし電柱を除く）		
	製造施設、貯蔵施設、 処理施設、自動車車庫等	すべての建設行為	高さ 10m以上、又は築造面積 500 m ² 以上		
	垣、柵、塀、擁壁等	すべての建設行為	高さ 2m以上 (柵や擁壁が複合している場合はその合計の高さとする。)		
	橋梁等	すべての建設行為	延長 20m以上		
	自動販売機、 ごみ集積場、汲水場	すべての建設行為		—	
	水門、樋管、農水設備等	すべての建設行為			
③開発行為	すべての行為	行為に係る土地の面積 の合計が 1,000 m ² 以上		行為に係る土地の面積 の合計が 3,000 m ² 以上	
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	すべての行為	行為に係る土地の面積 の合計が 500 m ² 以上		行為に係る土地の面積 の合計が 3,000 m ² 以上	
⑤木竹の伐採	川下りコース沿線に おける木竹の伐採 (通常の管理行為、 軽易な行為および非 常災害のため必要な 応急処置として行う 行為は除く)	—			
⑥屋外における物件の堆積	堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m ² 以上、 又は堆積の高さ 4m以上のもの				
⑦特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供する ため、一定の期間継続して建築物その他の工作物または物件の外観について 行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更				

次ページからは、この表に記された届出対象行為に該当するかどうかの判断基準について詳しく解説しています。

2. 景観計画区域におけるエリアと地区

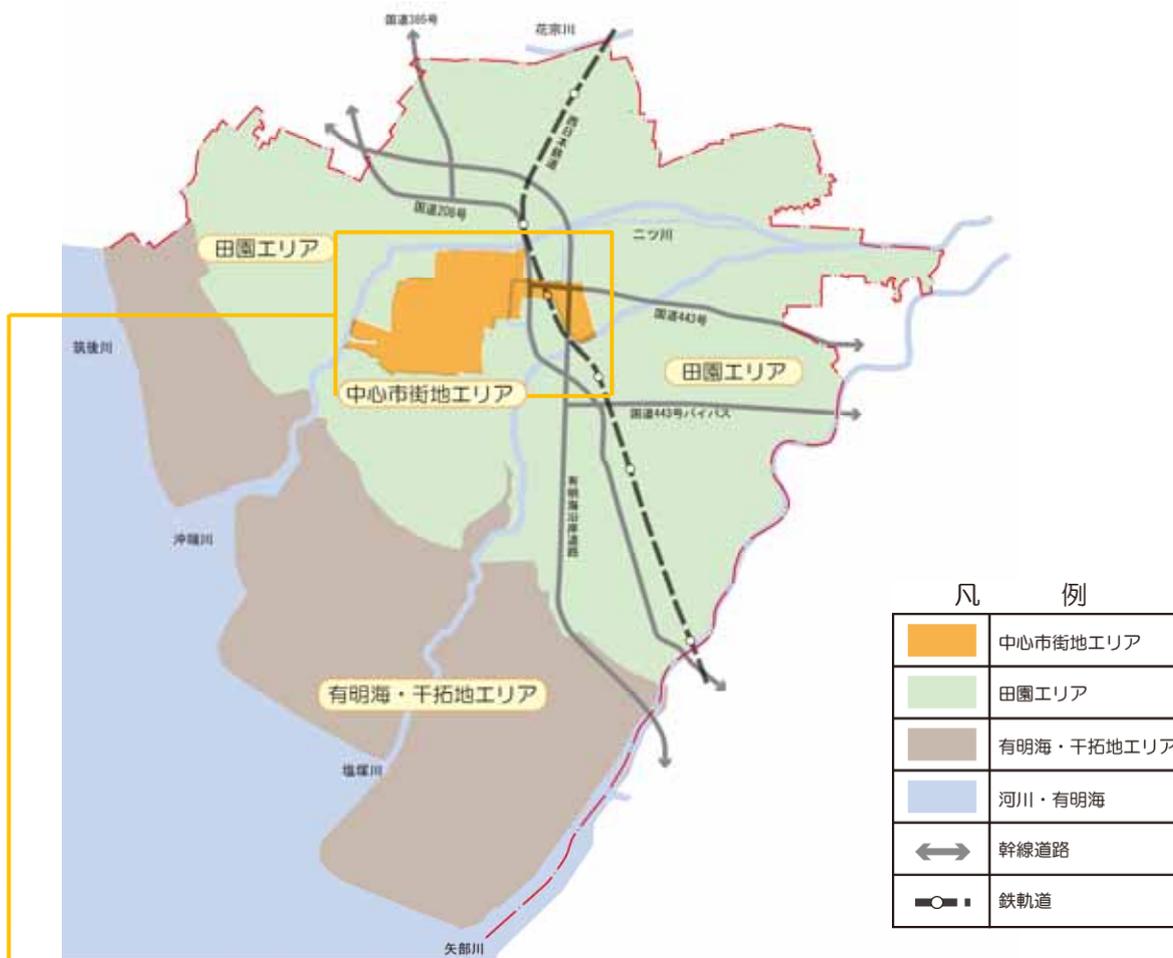


図1 景観計画区域（市全域）のエリア区分

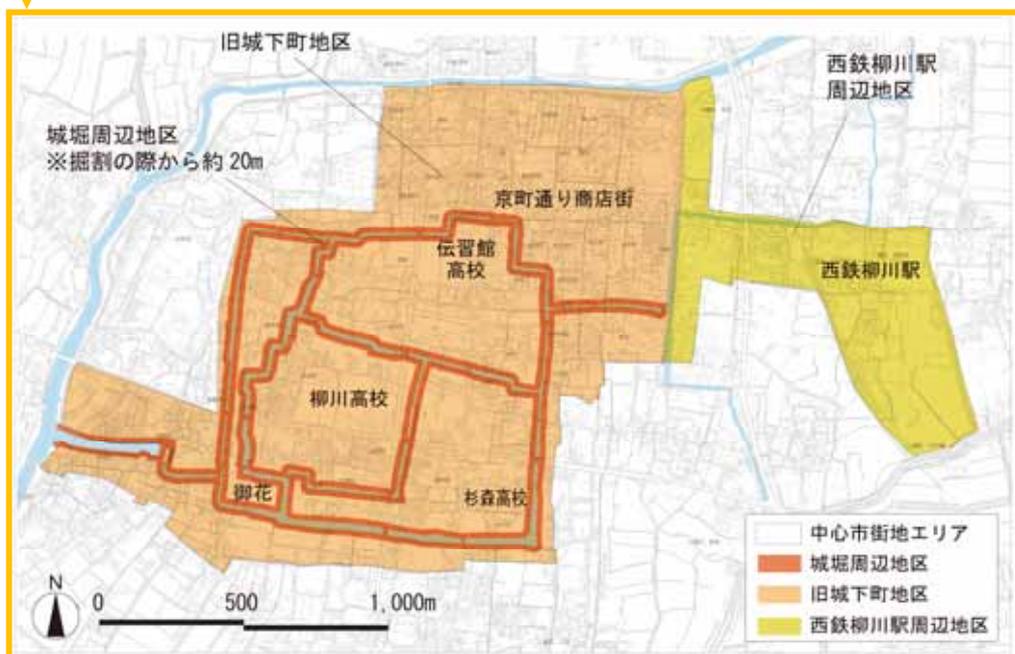


図2 中心市街地エリア内の地区区分

※詳細なエリア・地区区分については、窓口でご確認ください。

計画している場所によって、届出対象行為が異なります。1 ページの表によって、届出の有無を判断する際に、2 ページの図や以下の表を参考に行為の予定地がどこに該当するかを確認してください。

(1) 以下の3つのエリアのうちどこに位置しますか？

中心市街地エリア	旧城下町や西鉄柳川駅周辺を中心とした区域（橙色の区域）
田園エリア	慶長本土居より内陸側の区域（緑色の区域）
有明海・干拓地エリア	慶長本土居より有明海側の区域（ねずみ色の区域）

(2) 中心市街地エリアに位置する場合、以下の3つの地区のうちどこに位置しますか？

城堀周辺地区	城内にめぐる掘割、いわゆる「城堀」に隣接した地区（城堀の端から約20mのラインを基準とした敷地を対象）
旧城下町地区	柳川城下の歴史的な風格のあるまち並みが残る地区、商店街としてにぎわいを形成している地区
西鉄柳川駅周辺地区	柳川市の玄関口である西鉄柳川駅を中心とし、駅西側の現在の駅前と駅東側の土地区画整理事業の進む地区

(3) 行為の予定地が市域やエリア・地区の境界をまたぐ場合

景観計画区域（市域）をまたぐ場合	市域をまたぐ場合でも、柳川市景観計画及び条例に従って、届出が必要な場合は、届出を行ってください。
エリア・地区の境界をまたぐ場合	厳しいエリア・地区の届出対象行為とします。

3. 行為の種別

下表を参考に、予定している行為がどれに該当するかを確認してください。

(1) 建築物の建築等（新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）

建築物とは、建築基準法第2条第1号に規定する「建築物」をさします（建築物に付属する門、擁壁、垣、柵などは除く）。行為の種別については、以下のとおりです。

新築	建築物の存しない敷地（更地）に、建築物を造ること。
増築	一つの敷地内にある既存の建築物の延床面積又は、高さを増加させること。
改築	建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は、新築又は、増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で建築物を移動すること。他の敷地へ移す場合は、新築又は増築扱いとなる。
修繕	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替え	既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。(例:木造の柱を鉄骨造の柱に変更する工事、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等)

(2) 工作物の建設等（新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）

工作物とは、建築基準法第88条に規定する「工作物」やその他の工作物を含めたものをさします。行為の種別については、以下のとおりです。

新設	工作物の存しない敷地（更地）に、工作物を造ること。
増築	一つの敷地内にある既存の工作物の築造面積又は、高さを増加させること。
改築	工作物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模、構造の著しく異なるものを造ること。著しく異なる場合は、新設又は、増築扱いとなる。
移転	同一敷地内で工作物を移動すること。他の敷地へ移す場合は、新設又は増築扱いとなる。
修繕	既存の工作物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
模様替え	既存の工作物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような工事。(例:木造の柱を鉄骨造の柱に変更する工事、土塗りの壁をコンクリートブロック造の壁とする工事等)

工作物を以下の5つに分類します。

塔状工作物類 遊戯施設類	高架水槽、サイロ、物見塔、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、コースター・観覧車などの遊戯施設。
製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等	コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント、石油・ガスなどを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設の用途の工作物、建築物に該当しない機械式駐車装置。
垣・柵・塀・擁壁等	宅地等に設置される門（擁壁、垣、柵）など。建築物に付属するものについても独立した工作物とみなす。
橋梁等	橋、跨線橋（鉄道をまたぐ橋、歩道橋類）そのほかこれに類するものなど。
その他の工作物	柳川市では、公共の場所から、誰もが容易に見ることのできる場所にある自動販売機、ごみ集積場、汲水場、水門、樋管、農水設備などの水利施設も工作物とする。

（3）開発行為

開発行為とは、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で、土地の区画形質の変更を行うことをさします。

（4）土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

一般的に、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更をさします。柳川市では、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採は、想定されないため、主に、（3）の開発行為に該当しない土地の形質の変更を想定しています。

例) 駐車場営業のためなど、建築物等の建築を伴わない土地の形質の変更

（5）木竹の伐採

木竹を伐り倒すことをさします。

（6）物件の堆積

屋外における土砂、廃棄物、再生資源その他物件の堆積をさします。

（7）特定照明

回転灯や点滅灯、サーチライトのように、大容量光源のものや可動式のもので、周囲に光害を及ぼす影響のあるものをさします。

4. 届出基準の確認

景観計画区域内における届出対象行為（1 ページの表）において、対象となる基準について、詳細に解説します。

(1) 建築物の建築等について

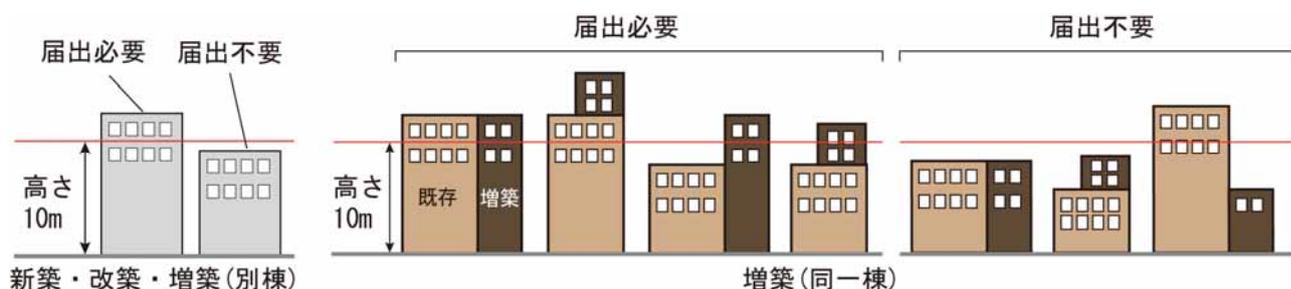
①高さについて

【新築・改築・増築（別棟）の場合】高さが10m以上の場合は、届出が必要となります。

【既存建築物の横に増築する場合】増築部分の高さが10m以上の場合は、届出が必要となります。

【既存建築物の上部に増築する場合】合計の高さが10m以上の場合は、届出が必要となります。

また、屋上に設置される工作物は建築設備に該当し、建築物に含まれますが、避雷針、アンテナ等の軽微なもの及び太陽光発電設備の設置に関しては、高さには含みません。

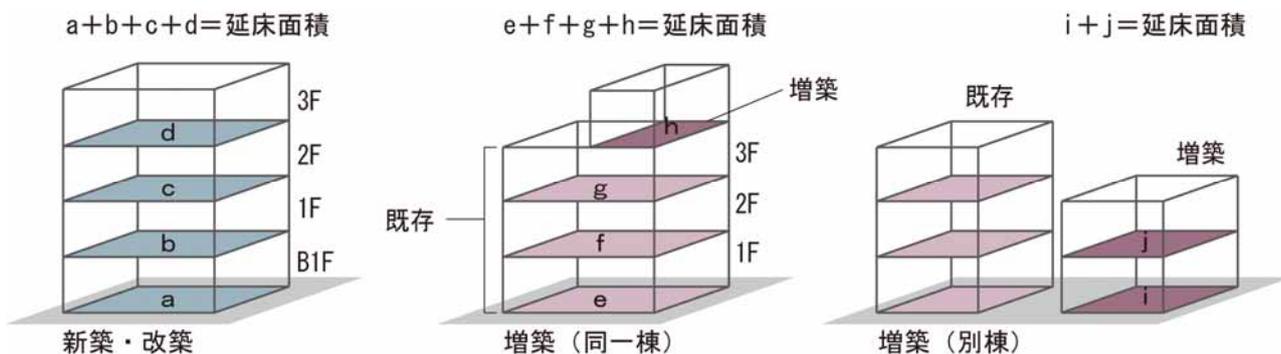


②延床面積について

【新築・改築の場合】延床面積が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。

【増築（同一棟）の場合】増築部分と既存部分の延床面積の合計が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。

【増築（別棟）の場合】増築部分の延床面積が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。



補足

- ・同一敷地内に複数の建築物を建築する場合の延床面積は、棟ごとに算出してください。
- ・基準日より以前に行われた建築物の建築等の行為については、延床面積の算定に含みません。
- ・増改築においては、既存部分が基準日以前のものである場合は増改築部分のみ、基準日後のものである場合は、既存部分と増改築部分に景観形成基準を適用します。

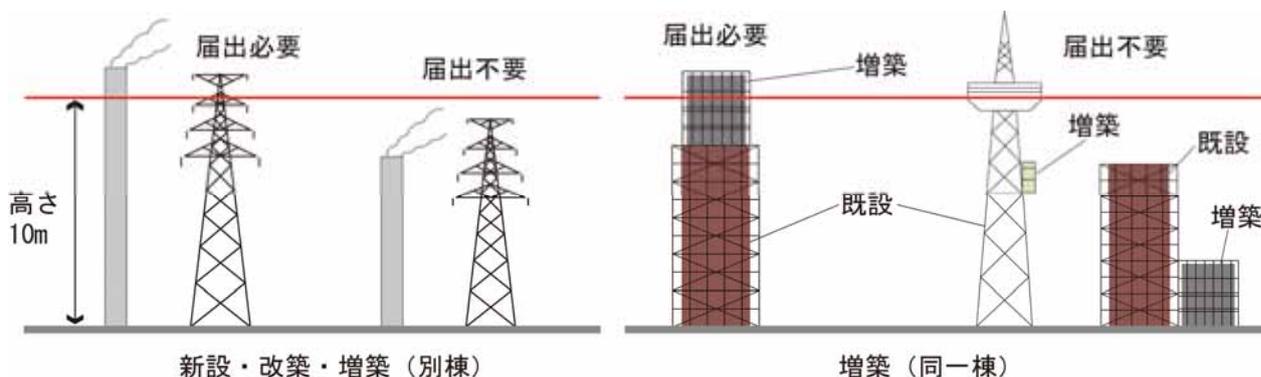
※基準日とは、柳川市景観計画施行日（平成24年10月1日）です。

(2) 工作物の建設等について

①塔状工作物類、遊戯施設類、製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等の高さについて

【新設・改築・増築（別棟）の場合】高さが10m以上の場合は、届出が必要となります。

【増築の場合（同一棟）】増築後の高さが10m以上の場合は、届出が必要となります。

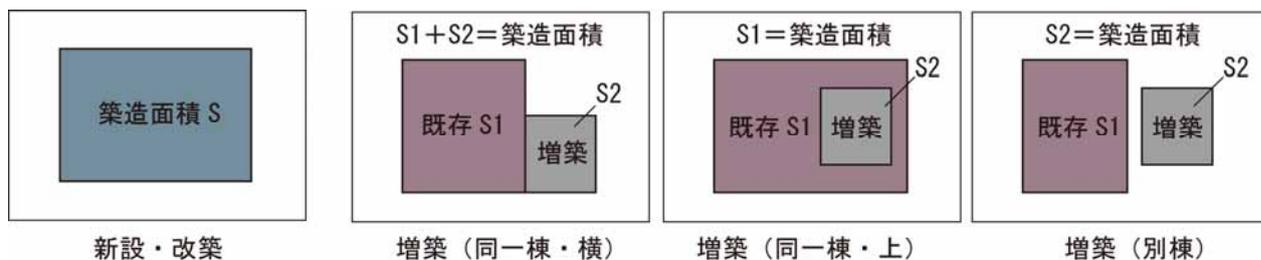


②製造施設、貯蔵施設、処理施設、自動車車庫等の築造面積について

【新設・改築の場合】築造面積が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。

【増築（同一棟）の場合】増築部分と既存部分の築造面積の合計が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。

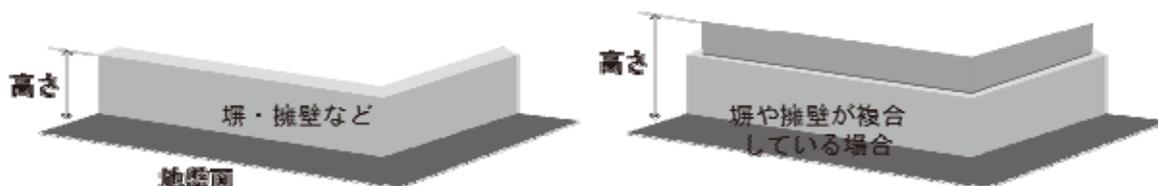
【増築（別棟）の場合】増築部分の築造面積の合計が500㎡以上の場合は、届出が必要となります。



築造面積とは、工作物の水平投影面積をさします。また、増改築部分の築造面積が10㎡以下の場合は、届出の対象外です。

③垣、柵、塀、擁壁等の高さについて

高さが2m以上の場合は、届出が必要です。柵や擁壁が複合している場合は、その合計の高さが2m以上の場合は、届出が必要となります。ただし、工事に必要な仮設のもの、改築で外観の変更を伴わないもの、公共空間から容易に見ることができない場所でのものは、届出の対象外です。



補足

- ・同一敷地内に複数の工作物を建設する場合の築造面積は、棟ごとに算出してください。
 - ・基準日より以前に行われた工作物の建設等の行為については、築造面積の算定に含みません。
 - ・増改築においては、既存部分が基準日以前のものである場合は増改築部分のみ、基準日後のものである場合は、既存部分と増改築部分に景観形成基準を適用します。
- ※基準日とは、柳川市景観計画施行日（平成24年10月1日）です。

（3）開発行為、土地の開墾及びその他の土地の形状の変更について

【隣近接した複数の土地で開発行為等が行われる場合】 隣近接した複数の土地で行われる開発行為等は、一体の行為として扱うため、その合計の面積が届出対象行為となる規模以上となった場合に、届出が必要となります。

【同一の敷地内に追加で開発行為等が行われる場合】 同一の敷地内に追加で行われる開発行為等は、既存面積と追加面積の合計面積が届出対象行為となる規模以上となった場合に、届出が必要となります。

【地区境界をまたいで開発行為等が行われる場合】 厳しいエリア・地区の基準に応じた届出が必要となります。

補足

基準日以降、隣近接して行われる複数の土地の区画形質の変更で、一体的利用に供し、かつ3年以内に行われるものは、「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準（福岡県）」の規定に準じ、一体の開発行為として扱います。「土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更」も、同様の扱いとします。

※基準日とは、柳川市景観計画施行日（平成24年10月1日）です。

（4）木竹の伐採について

①「通常の管理行為、軽易な行為及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為は除く」について

除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採、仮植した木竹の伐採、測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採など、通常の管理行為、軽易な行為及び非常災害のため必要な応急処置として行う行為は、届出の対象外です。

(5) 屋外における物件の堆積について

①物件の種類について

物件の種類については、以下のとおりです。

物件の種類	説明
土石	土と石
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物。ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源。使用済物品等又は、副産物のうち有用なものであつて、原材料として利用することができるもの又は、その可能性があるもの
その他	資材など

②「堆積を行う土地の区域面積の合計が堆積規模 500 m²以上、又は堆積の高さ 4m以上のもの」について

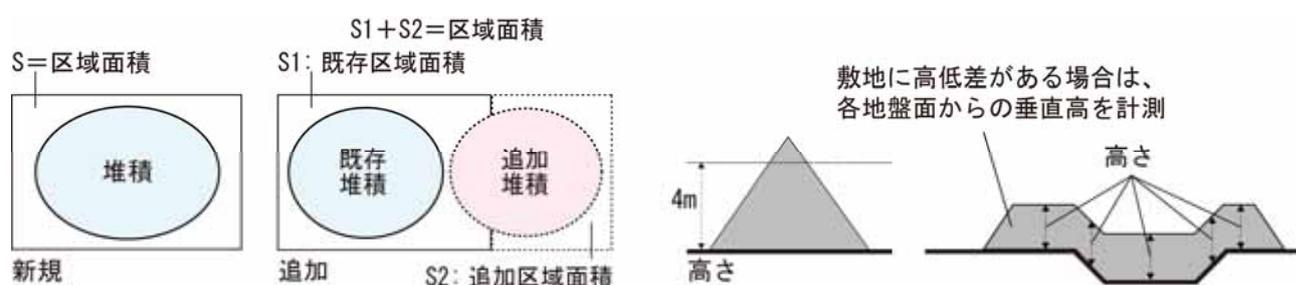
【新規に堆積する場合】

堆積を行う土地の区域面積の合計が500m²以上の場合は、届出が必要となります。

堆積の高さ4m以上のものについて、届出が必要となります。高さは、地盤面からの垂直高とします。

【追加堆積する場合】

既存堆積物と追加堆積物の存在する土地の区域面積の合計が500m²以上又は、堆積の高さの合計が4m以上の場合は、届出が必要となります。



補足

- ・土地の区域面積とは、塀や柵等により明確な区分がある一団の土地の区域、又は建築物がある場合は、建築物の敷地とします。

(6) 特定照明について

建築物や工作物の外観について行う照明。30日以上継続して設置されるものであつて、設置される建築物や工作物が届出対象となる場合に、届出の対象となります。これらの場合における特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は、色彩等の照明方法の変更を対象とします。

5. 通知対象、届出の適用除外行為について

(1) 通知対象について

通知の対象となる主な行為（例）は、以下のとおりです。

事業（行為）	通知対象となる規模等の考え方
河川護岸・海岸の改良	行為に係る面積が、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（土地の形状の変更）
道路新設・改良・拡幅	扱う土地の面積が、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（土地の形状の変更）
カントリーエレベーター・畜舎の新築	建築物の面積や高さが、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（建築物の建築等）
圃場整備、土地改良、農地造成事業（水田、茶園、果樹園等）	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（土地の形状の変更）
農道整備	切土、盛土や土地の質の変更を行う面積が、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（土地の形状の変更）
行政が設置する住宅等や学校等の新築や増改築、修繕、外観の変更等	建築物の面積や高さが、エリア・地区ごとに定めた届出対象行為に該当する場合（建築物の建築等）

※上記事項が全ての通知対象事業を包括しているわけではありませんので、不明な点がある場合には、お問い合わせください。

(2) 届出の適用除外行為について

①景観法及び施行令に関するもの

- 通常の管理行為、軽微な行為その他の行為（景観法第16条第7項第1号）
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は、工作物の建設等（景観法施行令第8条第1号）
 - ・仮設の工作物の建設等（建築物は、仮設であっても届出が必要）（景観法施行令第8条第2号）
 - ・法令又は、これに基づく処分による義務の履行として行う行為（安全上、防災上、管理上等から規格や仕様が決められているもの。）（景観法施行令第8条第4号イ）
 - ・農業、林業又は、漁業を営むために行う行為で、幅員が2m以下の用排水路又は、農道若しくは林道の設置（景観法施行令第8条第4号ハ(3)）

- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（景観法第16条第7項第2号）

- 景観重要公共施設の整備として行う行為（景観法第16条第7項第4号）

- 次の計画等で定められた区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為（景観法第16条第7項第10号）
 - 〔計画：地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画、集落地区整備計画〕

- 福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は、設置（景観法施行令第10条第4号）

②その他、届出の対象外となる場合（事前相談が必要です）

- 定型的、定例的に行われる行為で、既になされた届出（又は通知）において、景観形成基準に適合し、かつ良好な景観形成に支障を及ぼすおそれがないと判断されたもの。

定型的に行う行為：複数の工区において、ほぼ同一の建築物や工作物を建設する場合（例：道路施設、給排水施設等）

定例的に行う行為：同一の敷地内や区域内において、一定の時期にほぼ同一の行為を繰り返し行う場合（例：祭りや観光イベント、生業のための建築物や工作物を決まった時期に建設する等）

6. 景観形成基準に関する解説

(1) 中心市街地エリア 城堀周辺地区、旧城下町地区

対象行為	項目	基準					
① 建築物の建築等	位置	・汲水場に通じる出入り口を持つ宅地や城下町の雰囲気を残す細い路地など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。					
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 ・集落や旧城下町など眺望景観の確保や歴史的風致との調和を図る必要のある場所では、低層を基本とする。					
	高さ	・掘割の端から一筆程度（約 20m）の範囲においては、高さを 10m未満とする。それ以外の場所については、高さを 16m未満とする。					
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。					
	色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 【建築物の外壁の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。					
		色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
		明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない
		10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	
	彩度	—	4 以下	2 以下		—	
	【建築物の屋根の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。		色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
			明度	7.5 以下			8 以下
			彩度	4 以下	2 以下		—
素材	・金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 ・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。						
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を 3%以上確保する。						
付帯設備等	・エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場等を設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・自動販売機の色は、建築物の色と同系統（色相、明度、彩度の差が大きくなるように）の色もしくは、濃い茶系の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。						

対象行為	項目	基準																						
② 工作物の建設等	位置	・汲水場に通じる出入り口を持つ宅地や城下町の雰囲気を残す細い路地など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。																						
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。																						
	高さ	・掘割の端から一筆程度（約 20m）の範囲においては、高さを 10m未満とする。それ以外の場所については、高さを 16m未満とする。																						
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																						
	色彩	<p>・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。</p> <p>【工作物の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="2">2.5 以上 9 以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="2">4 以上 9 以下</td> <td>4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下		認めない	2.5 以上 9 以下	10m以上	4 以上 9 以下		4 以上 9 以下	彩度	—	4 以下	2 以下		—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																		
	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下		認めない	2.5 以上 9 以下																		
10m以上		4 以上 9 以下		4 以上 9 以下																				
彩度	—	4 以下	2 以下		—																			
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m ² 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。																							
その他工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・掘割に面して水辺に近づけるようつくられている汲水場は、歴史的資源として重要で、掘割に面した敷地で住宅等の建設を行う際には取り壊すことのないように心がける。また、掘割側に開口部を設ける場合は、歴史的形態に配慮する。 ・ごみ集積場などは、通りや川下り舟から見える場所には、設置しない。やむを得ない場合は、なるべく目立たないように高さや色、デザインに配慮する。 ・自動販売機の色は、濃い茶系統の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。 ・排水管等パイプ類は、川下り舟から見えない場所に設置し、やむを得ない場合は、植栽や詰め杭などで修景する。 																							
③ 開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。 																							
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。 																							
⑤ 屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が通りや川下り舟から見えないうように遮蔽するなどの工夫を行う。 																							
⑥ 特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。 																							

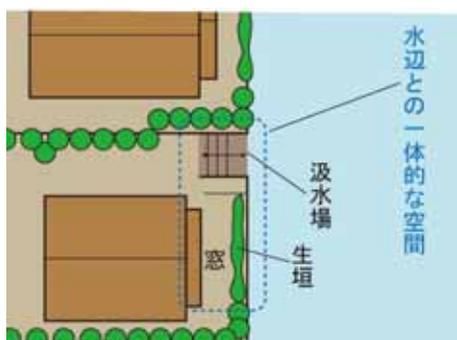
①建築物の建築等及び②工作物の建設等

a. 位置

□汲水場に通じる出入口を持つ宅地や城下町の雰囲気を残す細い路地など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物等の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物（工作物）配置とする。

○城下町の雰囲気を残す掘割沿いや細い路地における配置の考え方

掘割沿い、社寺などの周辺では、まち並みの特徴となるものを大切に保全し、積極的な活用や空間的な一体感を意識した配置により、調和したまち並みや暮らしを感じさせる風景をつくり出すことができます。下左図のような汲水場や掘割沿いの生垣のように水辺の景観と調和させる工夫、あるいは、下右の写真のような城下町の風情を感じさせる道路、水辺、社寺等との関係を参考にした配置計画とすることは、有効な手段です。これらのように建築物や工作物をつくる際に配置を検討し、まち並みに調和させましょう。



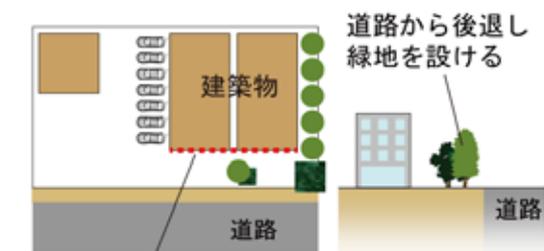
汲水場や掘割に向けた出入口など城堀周辺ならではの景観としましょう



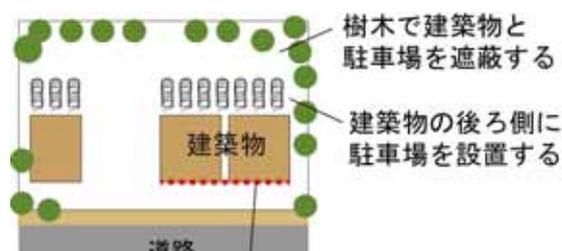
社寺などの周辺では、その道路、水辺、社寺等との関係がまち並みの特徴をつくり出しています

○まち並みに連続性を出すための工夫

沿道では、周囲の建物と壁面線を揃えるなどの配慮をしましょう。商業施設などの駐車場は、店舗同士が協力して1ヵ所にまとめるか、見えにくい場所に設置しましょう。また、道路に面した壁面を揃えることで、連続性のあるまち並みを形成しましょう。



道路から後退して壁面線を合わせる



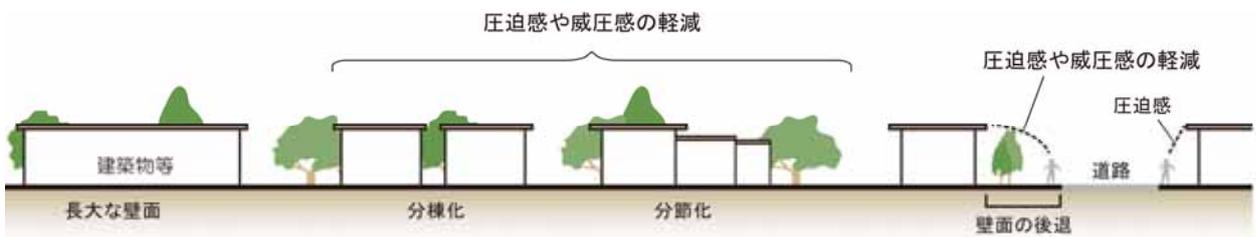
壁面を前面で揃え、駐車場を後ろに設置する

b. 規模

- 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。
- 集落や旧城下町など眺望景観の確保や歴史的風致との調和を図る必要のある場所では、低層を基本とする。

○分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫

下図、写真のように、建築物や工作物による圧迫感、威圧感を与えないように工夫し、周辺景観との調和に努めましょう。



長大な壁面をつくらず、分棟形式、分節形式とすることで周囲の景観へ与える影響を軽減しましょう



建物を分節することで、周囲の景観と調和しています（他都市の例）



建物周辺を緑化することで、建物の規模に対する印象を抑え、周囲の景観と調和しています（他都市の例）

○歴史的風致への調和

古くから残された建物の周辺など、歴史的風致を持つ場所では、高さや規模を抑えたり、植栽と一体的な空間をつくったりするなどして、規模を小さく見せるなど、周辺景観との調和に努めましょう。



高さや規模を抑え、周辺の歴史的風致に調和するよう配慮しましょう

c. 高さ

□掘割の端から一筆程度（約20m）の範囲においては、高さを10m未満とする。それ以外の場所については、高さを16m未満とする。

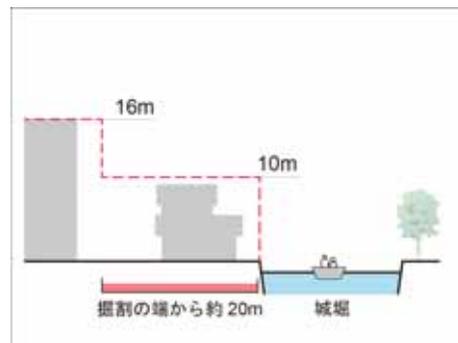
城内にめぐる掘割、いわゆる「城堀」に隣接した敷地（掘割の端から約20mのラインにかかる敷地）においては、斜線制限の考え方を採用し、城堀沿いの並木や建物、さらには視界に入る範囲の高層建築物の高さを分析し、視線を遮らないような高さの設定として、高さを10m未満とする制限を設けます。また、掘割の端から約20mの範囲外においては、高さを16m未満とします。掘割の端とは、掘割と民地の官民境界をさします。

○高さを一定に保った掘割沿いのまち並みづくり

下図、写真を参考に高さを一定に保ち、掘割沿いのまち並みをつくりましょう。



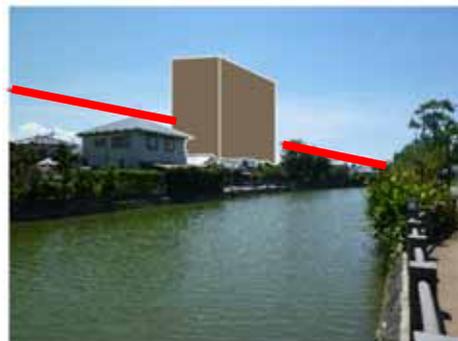
掘割沿いでは、建築物の高さを一定に保ち、相応しいスケール感を保っています



高さ規制のイメージ



高層の建築物がなく、掘割の水辺と空との広がりが意識できます



高層の建築物が建つとスカイラインが崩れ、心地良い掘割の水辺環境が失われます

○計画予定地が境界をまたぐ場合

計画敷地の中で、それぞれに該当する地区の高さ基準を守ってください。

○基準の適用除外

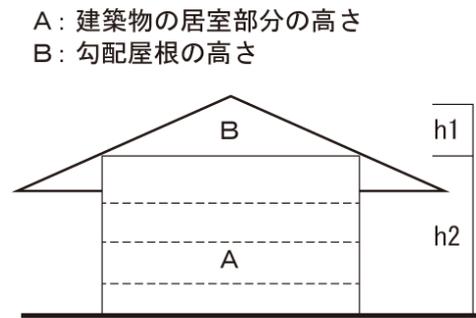
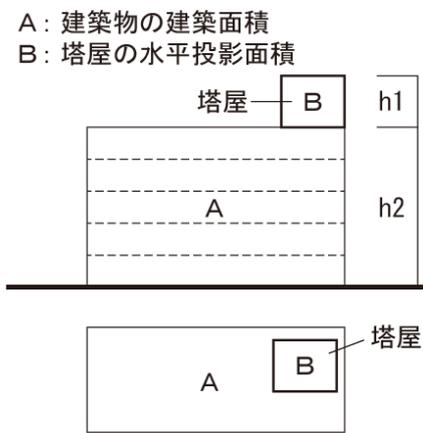
建築物等の用途や構造上やむを得ない場合（病院、学校など地域の防災拠点となりうるものなど）は、景観審議会等の意見を聴き、適用除外となることがあります。

○塔屋の扱い

16mの高さ規制の対象範囲においては、屋根を設けない屋上の階段室、昇降機塔、物見塔、給水タンク等で水平投影面積の合計が建築面積の1/8以内のものについて、その部分のうち3mまでは建築物の高さに算入しません。(下左図)

○勾配屋根の扱い

16mの高さ規制の対象範囲においては、勾配屋根（片勾配屋根は除く。）とする場合は、居室に供しない勾配屋根の部分のうち、高さ3mまでは建築物の高さに算入しません。(下右図)



高さHは、 $h1 \leq 3m$ のとき $H=h2$
 $h1 > 3m$ のとき $H=h1-3m+h2$

高さHは、 $B \leq A/8$ かつ $h1 \leq 3m$ のとき $H=h2$
 $B \leq A/8$ かつ $h1 \geq 3m$ のとき $H=h1-3m+h2$
 $B > A/8$ のとき $H=h1+h2$

d. デザイン

□壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。

○まち並みへの配慮

下図、写真を参考に、周辺地域の自然環境やまち並みに調和したデザインとしましょう。

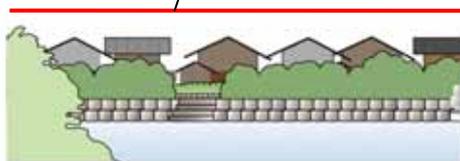


掘割沿いでは周囲のまち並みに配慮したデザインとすることで調和が図られています



建物の意匠を周囲のものと合わせ、地域の景観になじませるようにしましょう。

勾配屋根の連続が統一感と落ち着いた雰囲気をつくる



掘割に連続感と統一感をつくりましょう



派手で複雑なデザインは避けましょう

○落ち着いたデザイン

落ち着きと趣を感じさせるために、日本家屋らしいデザインを取り入れていきましょう。



掘割沿いの建築物においては、屋根は勾配屋根とし、全体的に落ち着いたデザインとしましょう(他都市の例)



屋根や格子戸、壁面、庇などを工夫し、日本家屋らしいデザインを取り入れましょう

e. 素材

- 金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。
- 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。

○光沢のある素材

ツヤのあるペンキやタイルなどの光沢のある素材は、目立ちやすく、また反射した光が近隣に影響を与えることもあります。周辺の自然との調和や近隣への影響などを十分配慮し、なるべく光沢をおさえ、大きな面積で使うことは、控えましょう。

○自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）の使用

自然素材を用いることで、歴史と風格を感じる中心市街地のまち並みをつくりましょう。石や木材など自然素材や、レンガ、漆喰、素焼(テラコッタ)など、風景になじんで見えるように、伝統的な手法で作られた素材をできるだけ使用しましょう。表面のざらつきや凹凸による陰影、一様でない色、また自然な経年変化などで景観になじみます。

自然素材			一般的な素材		反射光のある素材	
木材	漆喰	土壁	コンクリート	窯業系サイディング	ミラーガラス	金属板
						
塀や壁面に積極的に取り入れることで周辺環境と調和します。			周囲から突出しないよう色彩や仕上げを工夫しましょう。		大面積での使用の際は特に配慮が必要です。	

壁面の素材の特色と景観への配慮



木、瓦等の自然素材を用いることで風格ある建物となっています（他都市の例）



窓格子などにも自然素材を用いています（他都市の例）

f. 付帯設備等、その他工作物

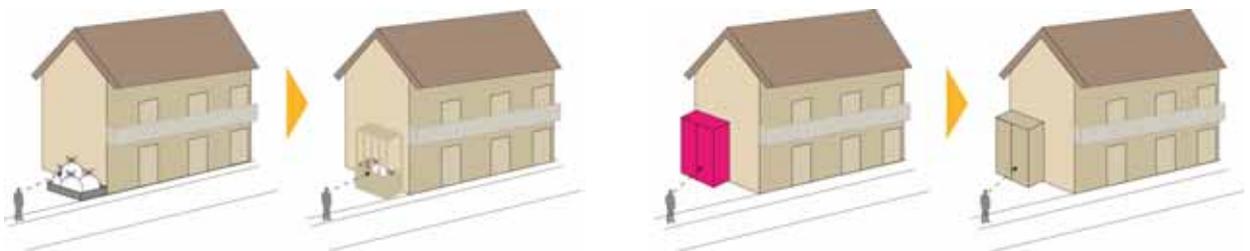
- エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場等を設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。または、なるべく目立たないよう高さや色、デザインに配慮する。
- 屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。
- 自動販売機の色は、建築物の色と同系統（色相、明度、彩度の差が大きくなならないよう）の色もしくは、濃い茶系の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。
- 掘割に面して水辺に近づけるようつくられている汲水場は、歴史的資源として重要で、掘割に面した敷地で住宅等の建設を行う際には取り壊すことのないように心がける。また、掘割側に開口部を設ける場合は、歴史的形態に配慮する。
- 排水管等パイプ類は、川下り舟から見えない場所に設置し、やむを得ない場合は、植栽や詰め杭などで修景する。

○付帯設備等の設置位置

下図のように、できる限り通りや川下り舟から見えない場所や位置に設置しましょう。



付帯設備は、配置を工夫することで、道路や掘割から見えないようにしましょう



付帯設備やごみ集積場は、覆い屋を設け、建築物本体と調和するよう同系色の色彩や外壁と同じ素材を使用しましょう

③開発行為

- 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。
- 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。

○法面・擁壁等の設置

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮してください。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行きましょう。

宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮しましょう。

造成などにおいては、既存樹木を保存するよう配慮しましょう。

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材などの自然素材を用いることを基本とします。特に、掘割や橋上、道路、河川若しくは公園に面する場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を行きましょう。



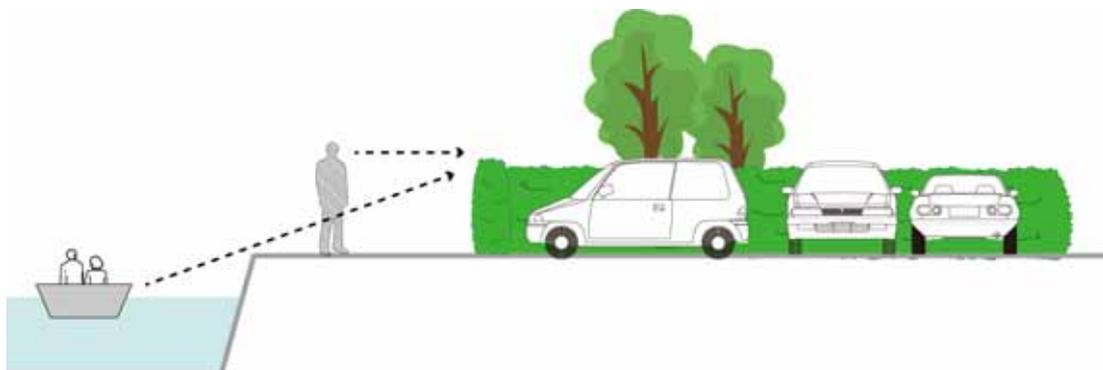
緑化することで法面を修景しています
(他都市の例)

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

- 開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。

○駐車場周囲の緑化

駐車場を設置する場合は、川下りルートや掘割にかかる橋上から望見できないよう、敷地外周部に修景緑化を行きましょう。



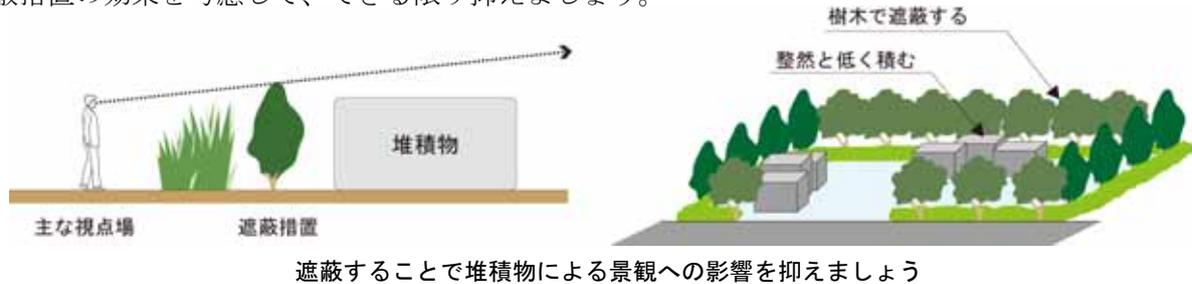
駐車場の外周部を緑化することで、周囲の景観と調和させましょう

⑤屋外における物件の堆積

□堆積物が通りや川下り舟から見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。

○堆積物周囲の遮蔽

遮蔽を行う場合は、十分に遮蔽の効果が発揮できる高さとしましょう。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮蔽措置を行いましょ。遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮蔽措置の効果を考慮して、できる限り抑えましょ。



⑥特定照明

□地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

○照明器具のデザイン

照明については、必要最小限のものとなるようにしましょ。そのため、照明器具は、安全性、効率性、快適性を確保しつつ、周辺の景観を乱さない、控えめな意匠としましょ。特に、昼間の見え方に配慮する必要があるため、照明器具の色彩についても十分配慮しましょ。

○点灯方法

点滅照明やネオンサイン、映像を映し出す電光表示装置等は、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、原則として、設置しないようにしましょ。特に、星空や月夜などの良好な夜間景観が望める場所においては、不必要な動光・点滅照明の設置は避けましょ。ただし、法令で定められている点滅照明や一時的な祭りやイベント時に供される演出、防犯等で必要な照明については認めます。



控えめなデザインや照度で景観を乱さないようにしています（他都市の例）

(2) 中心市街地エリア 西鉄柳川駅周辺地区

対象行為	項目	基準																									
① 建築物の建築等	位置	・商店が立ち並び、通りに面した箇所に入出口が連なってにぎわいをつくり出しているといった現況など、既存の建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。																									
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。																									
	高さ	・宮地嶽神社～新町水門付近の掘割から東側に約 100mの範囲については、高さを 16m未満とする。																									
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 ・駅前広場に面する建物は、駅前広場や周辺の建築物と調和した形態とする。																									
	色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 ・駅前広場に面する建物は、テナント間で色彩を調整するなど、市の玄関口にふさわしいまち並みを形成する。 【建築物の外壁の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5以上9以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4以上9以下</td> <td>4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下	10m以上	4以上9以下			4以上9以下	彩度	—	4以下	2以下		—
		色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																				
		明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下																			
	10m以上		4以上9以下			4以上9以下																					
	彩度	—	4以下	2以下		—																					
色彩	【建築物の屋根の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			認めない	8以下	彩度	4以下	2以下		—									
	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																						
	明度	7.5以下			認めない	8以下																					
彩度	4以下	2以下		—																							
素材	・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。また、商業地としてのにぎわいを創出する、ガラスウォールや金属板等の使用を認める。																										
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。																										
付帯設備等	・エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場等を設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。 ・自動販売機の色は、建築物の色と同系統（色相、明度、彩度の差が大きくなるような）の色もしくは、濃い茶系の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。																										

対象行為	項目	基準																								
② 工作物の建設等	位置	・商店が立ち並び、通りに面した箇所に入出口が連なってにぎわいをつくり出しているといった現況など、既存の建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。																								
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。																								
	高さ	・宮地嶽神社～新町水門付近の掘割から東側に約 100mの範囲については、高さを16m未満とする。																								
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																								
	色彩	<p>・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。</p> <p>【工作物の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5以上9以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4以上9以下</td> <td>4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下	10m以上	4以上9以下			4以上9以下	彩度	—	4以下	2以下		—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																				
	明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下																			
10m以上		4以上9以下			4以上9以下																					
彩度	—	4以下	2以下		—																					
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m ² 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3%以上確保する。																									
工その他	<p>・ごみ集積場などは、通りや川下り舟から見える場所には、設置しない。やむを得ない場合は、なるべく目立たないよう高さや色、デザインに配慮する。</p> <p>・自動販売機の色は、濃い茶系統の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。</p>																									
③ 開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 ・開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。 																									
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。 																									
⑤ 屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積物が通りから見えないように遮蔽するなど工夫を行う。 																									
⑥ 特定照明	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。 																									

①建築物の建築等及び②工作物の建設等

a. 位置

□商店が立ち並び、通りに面した箇所に入出口が連なってにぎわいをつくり出しているといった現況など、既存の建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物等の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物（工作物）配置とする。

○通りに面した箇所における配置の考え方

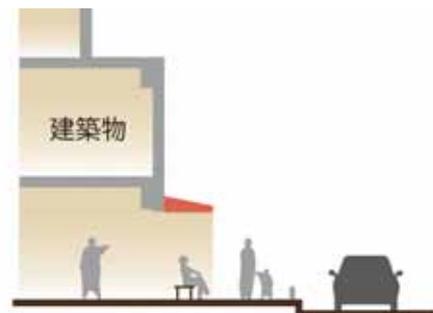
下図のように、にぎわいを創出できるような、配置の工夫をしましょう。



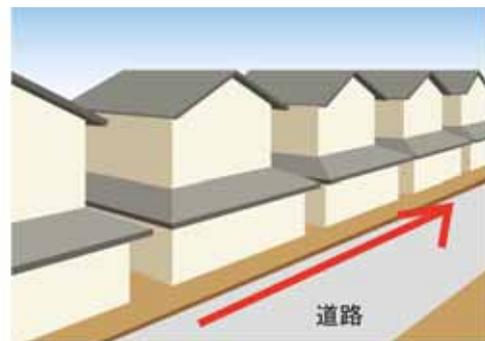
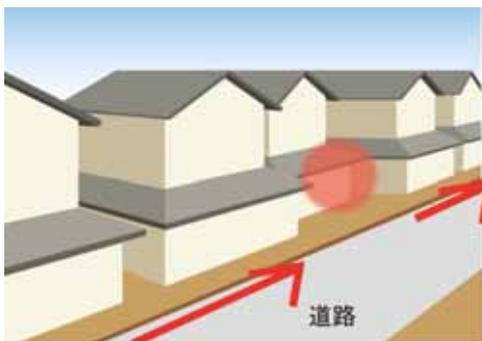
建物の低層部ににぎわいを創出する用途（店舗や飲食店等）を連続させることで、周囲の回遊性を高め、歩いて楽しいまちをつくりましょう



植栽による演出でまちに彩りを与えましょう



建物の中と外の視線をつなぐような開放的な店構えとしましょう



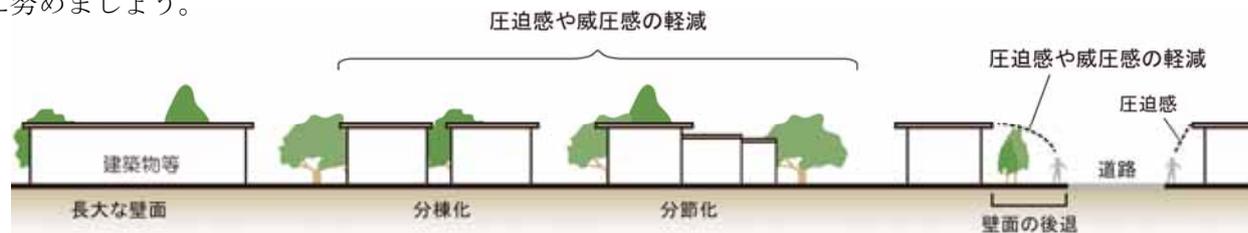
通りに沿って壁面を後退させることなく建物を立ち並べることで、統一感のある落ち着いた景観をつくりましょう

b. 規模

□周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。

○分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫

下図のように、建築物や工作物による圧迫感、威圧感を与えないように工夫し、周辺景観との調和に努めましょう。



長大な壁面をつくらず、分棟形式、分節形式とすることで周囲の景観へ与える影響を軽減しましょう



建物を分節することで、周囲の景観と調和しています（他都市の例）



建物周辺を緑化することで、建物の規模に対する印象を抑え、周囲の景観と調和しています（他都市の例）

c. 高さ

□宮地嶽神社～新町水門付近の掘割から東側に約 100mの範囲については、高さを 16m未満とする。

○複数のエリア・地区にまたがる場合

計画敷地の中でそれぞれに、該当する地区の高さの基準を守りましょう。

○基準の適用除外

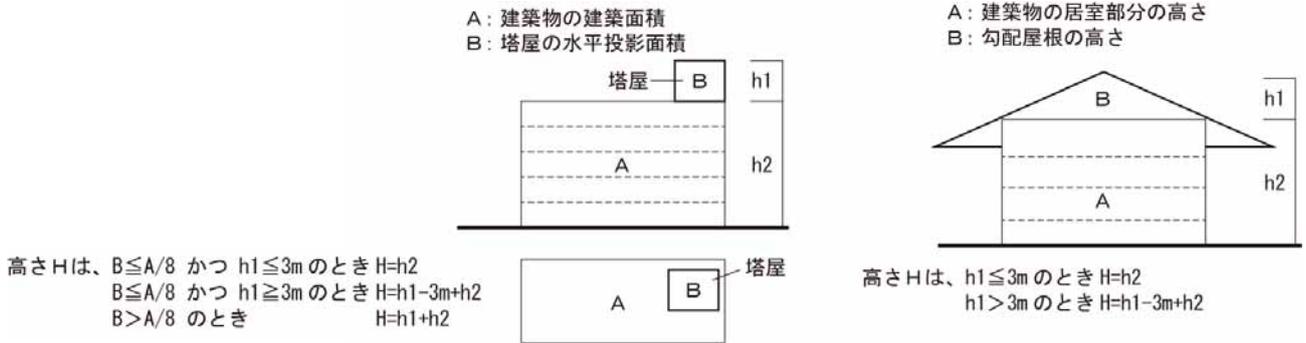
建築物等の用途や構造上やむを得ない場合（病院、学校など地域の防災拠点となりうるものなど）は、景観審議会等の意見を聴き、適用除外となることがあります。

○塔屋の扱い

16mの高さ規制の対象範囲においては、屋根を設けない屋上の階段室、昇降機塔、物見塔、給水タンク等で水平投影面積の合計が建築面積の 1/8 以内のものについては、その部分のうち 3mまでは、建築物の高さに算入しません。（次ページ左図）

○勾配屋根の扱い

16mの高さ規制の対象範囲においては、勾配屋根（片勾配屋根は除く。）とする場合は、居室に供しない勾配屋根の部分は、高さ3mまでは建築物の高さに算入しません。（下右図）

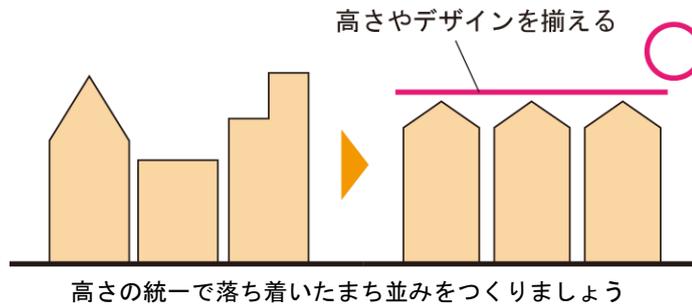


d. デザイン

- 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。
- 駅前広場に面する建物は、駅前広場や周辺の建築物と調和した形態とする。

○落ち着いたデザイン

建築物の高さを一定の範囲内で合わせることで、駅周辺のまちなみに配慮しましょう。



○広告物、看板の表示

広告物、看板のデザインは、表示色数を抑えることで、すっきりと洗練された印象になります。また、色彩や形態を建築物と合わせることで建築物と調和した質の高い意匠となり、雑多な印象が軽減されます。下図を参考にデザインを検討しましょう。



e. 素材

□外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。また、商業地としてのにぎわいを創出する、ガラスウォールや金属板等の使用を認める。

○自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）の使用

自然素材を用いることで、にぎわいのあるまち並みをつくりましょう。石や木材など自然素材や、レンガ、漆喰、素焼(テラコッタ)など、風景になじんで見えるように、伝統的な手法で作られた素材をできるだけ使用しましょう。表面のざらつきや凹凸による陰影、一様でない色、また自然な経年変化などで、景観になじみます。

自然素材			一般的な素材		反射光のある素材	
木材	漆喰	土壁	コンクリート	窯業系サイディング	ミラーガラス	金属板
						
塀や壁面に積極的に取り入れることで周辺環境と調和します。			周囲から突出しないよう色彩や仕上げを工夫しましょう。		大面積での使用の際は特に配慮が必要です。	

壁面の素材の特色と景観への配慮



自然素材を多く使うことで前面の緑と調和したまち並みを形成しています
(他都市の例)



自然素材を多く使うことで落ち着いた雰囲気となっています(他都市の例)

○ガラスウォールなどの使用

写真のように、通りに面したにぎわいの空間を形成する際には、調和を乱さない程度にガラスウォールなどを使用して、開放的な空間をつくることも効果的です。



ガラスウォールを用いて開放的な店舗空間をつくっています（他都市の例）

f. 付帯設備等、その他工作物

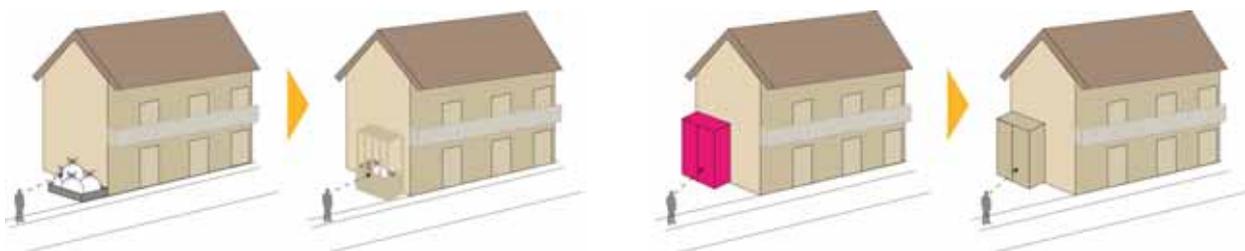
- エアコンの室外機や給湯器等の屋外設備機器、ごみ箱、ごみ集積場等を設置する時は、できる限り通りや川下り舟から見えない場所に設置する。やむを得ない場合は、色彩の配慮、囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。または、なるべく目立たないよう高さや色、デザインに配慮する。
- 屋根に屋上設備を設置する場合には、通りから見えない位置に設置するものとし、やむを得ない場合は囲いを設けるなどして直接見えないよう工夫する。
- 自動販売機の色は、建築物の色と同系統（色相、明度、彩度の差が大きくならないよう）の色もしくは、濃い茶系の色とするか、もしくは、木製の囲い等により囲い、修景する。

○付帯設備等の設置位置

下図のように、できる限り通りや川下り舟から見えない場所や位置に設置しましょう。



付帯設備は、配置を工夫することで、道路や掘割から見えないようにしましょう



付帯設備やごみ集積場、覆い屋を設け、建築物本体と調和するよう同系色の色彩や外壁と同じ素材を使用しましょう

③開発行為

□擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠および素材となるよう工夫する。

□開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。

○法面・擁壁等の設置

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮してください。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行きましょう。

宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮しましょう。

造成などにおいては、既存樹木を保存するよう配慮しましょう。

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材などの自然素材を用いることを基本とします。特に、掘割や橋上、道路、河川若しくは公園に面する場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を行きましょう。



緑化することで法面を修景しています
(他都市の例)

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

□開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。

○駐車場周囲の緑化

駐車場を設置する場合は、通りから望見できないよう、敷地外周部などに修景緑化を行きましょう。



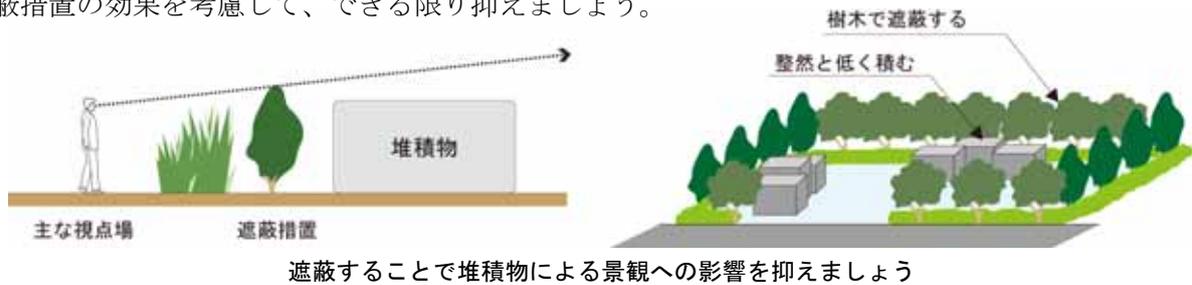
駐車場の外周部を緑化することで、周囲の景観と調和させましょう

⑤屋外における物件の堆積

□堆積物が通りから見えなように遮蔽するなどの工夫を行う。

○堆積物周囲の遮蔽

遮蔽を行う場合は、十分に遮蔽の効果が発揮できる高さとしましょう。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮蔽措置を行いましょ。遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮蔽措置の効果を考慮して、できる限り抑えましょ。



⑥特定照明

□地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

○照明器具のデザイン

照明については、必要最小限のものとなるようにしましょ。そのため、照明器具は、安全性、効率性、快適性を確保しつつ、周辺の景観を乱さない、控えめな意匠としましょ。特に、昼間の見え方に配慮する必要があり、照明器具の色彩についても十分配慮しましょ。

○点灯方法

点滅照明やネオンサイン、映像を映し出す電光表示装置等は、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、原則として、設置しないようにしましょ。特に、星空や月夜などの良好な夜間景観が望める場所においては、不必要な動光・点滅照明の設置は避けましょ。ただし、法令で定められている点滅照明や一時的な祭りやイベント時に供される演出、防犯等で必要な照明については認めます。



控えめなデザインや照度で景観を乱さないようにしています（他都市の例）

(3) 田園エリア

対象行為	項目	基準																																								
① 建築物の建築等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺などの歴史的建造物その周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。 																																								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。 																																								
	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																																								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【建築物の外壁の色彩基準】 以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="391 862 1410 1041"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5以上9以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5以上9以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4以上9以下</td> <td>4以上9以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【建築物の屋根の色彩基準】 以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="391 1097 1410 1232"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4以下</td> <td>2以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下	10m以上	4以上9以下			4以上9以下	彩度	—	4以下	2以下		—	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5以下			認めない	8以下	彩度	4以下	2以下		—
	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																				
	明度	10m未満	2.5以上9以下			認めない	2.5以上9以下																																			
10m以上		4以上9以下			4以上9以下																																					
彩度	—	4以下	2以下		—																																					
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																																						
明度	7.5以下			認めない	8以下																																					
彩度	4以下	2以下			—																																					
素材	<ul style="list-style-type: none"> 金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。 																																									
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。 																																									

対象行為	項目	基準																								
② 工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺などの歴史的建造物その周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。 																								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 																								
	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【工作物の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="435 797 1453 981"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5 以上 9 以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4 以上 9 以下</td> <td>4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ガードレール等防護柵については、無塗装（溶融亜鉛メッキ等）など周辺景観に調和する色を推奨する。 	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	彩度	—	4 以下	2 以下		—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																				
明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下																				
	10m以上	4 以上 9 以下				4 以上 9 以下																				
彩度	—	4 以下	2 以下		—																					
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m² 以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。 																									
③ 開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。 																									
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> 開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。 																									
⑤ 屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。 																									
⑥ 特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。 																									

①建築物の建築等及び②工作物の建設等

a. 位置

□社寺などの歴史的建造物とその周囲の林（社寺林）との位置関係、集落内の家屋を道でつないだ「小路」など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物等の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物（工作物）配置とする。

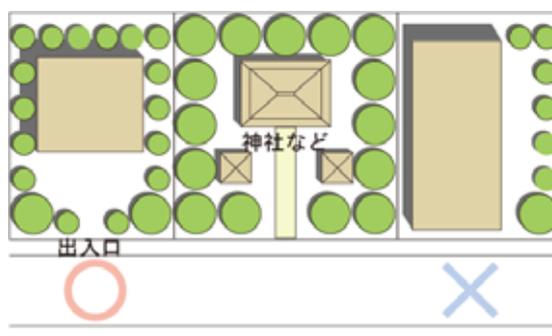
○社寺などの歴史的建造物とその周囲の林（社寺林）における配置

それぞれの集落で祀られてきた神社・寺院が人々の心象風景を形づくっており、またその神社・寺院を囲む社寺林や雑木林は、のどかな田園景観のアクセントとなっています。

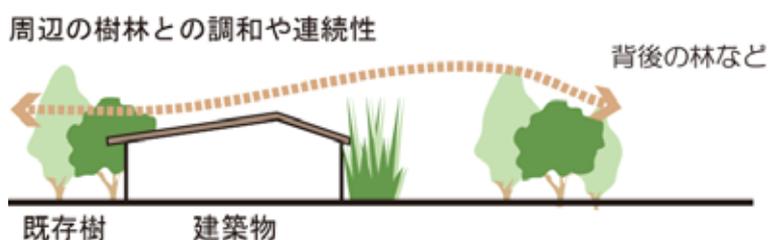
そのため、視界の開けた場所においては、その雄大さを妨げないよう配慮し、下図のように社寺林や雑木林の周囲では、その保全や緑の連続性に配慮すること、入口の向きを合わせることなどが望まれます。



集落の脇の竹が田園風景のアクセントとなっています



周囲の社寺林・雑木林の緑の連続性に配慮しましょう



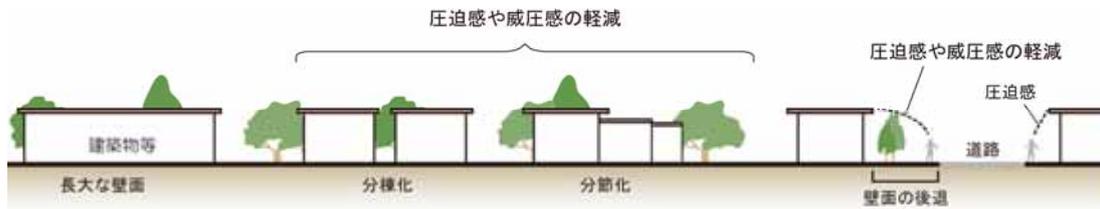
既存樹を残し、その高さや配置を生かすことで、周辺の樹林との調和や連続性をつくりましょう

b. 規模

- 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。
- 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。

○分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫

下図、写真のように、建築物や工作物による圧迫感、威圧感を与えないように工夫し、周辺景観との調和に努めましょう。



長大な壁面をつくらず、分棟形式、分節形式とすることで周囲の景観へ与える影響を軽減しましょう



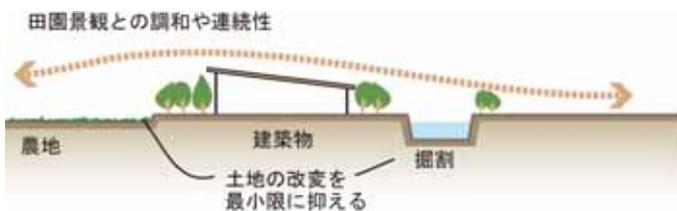
建物を分節することで、周囲の景観と調和しています（他都市の例）



建物周辺を緑化することで、建物の規模に対する印象を抑え、周囲の景観と調和しています（他都市の例）

○田園風景への調和

下図、写真のように低層を基本とし、田園風景との調和に努めましょう。



大幅な土地の改変を行わず、既存の地形を生かすことで、調和や連続性をつくりましょう



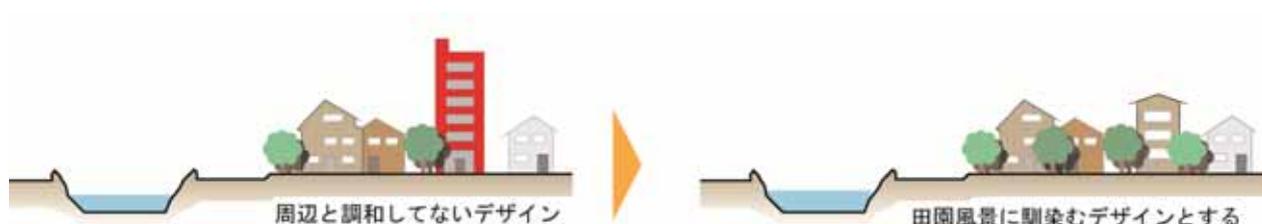
低層の家並みが揃い調和をつくりだしています

c. デザイン

□壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。

○建物群としての連続性の維持

既存集落内において建築する際には、外観上の特徴となる屋根の形態（勾配屋根とする等）や外壁のデザインが周囲から突出した印象となることを避け、建物群としての連続性の維持に留意しましょう。



d. 素材

□金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。

□外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。

○光沢のある素材

ツヤのあるペンキやタイルなどの光沢のある素材は、目立ちやすく、また反射した光が近隣に影響を与えることもあります。周辺の自然との調和や近隣への影響などを十分配慮し、なるべく光沢をおさえ、大きな面積で使うことは控えましょう。

○自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）の使用

自然素材を用いることで、田園の景観に調和するまち並みをつくりましょう。石や木材など自然素材や、レンガ、漆喰、素焼(テラコッタ)など、風景になじんで見えるように、伝統的な手法で作られた素材をできるだけ使用しましょう。表面のざらつきや凹凸による陰影、一様でない色、また自然な経年変化などで景観になじみます。

自然素材			一般的な素材		反射光のある素材	
木材	漆喰	土壁	コンクリート	窯業系サイディング	ミラーガラス	金属板
						
塀や壁面に積極的に取り入れることで周辺環境と調和します。			周囲から突出しないよう色彩や仕上げを工夫しましょう。		大面積での使用の際は特に配慮が必要です。	

壁面の素材の特色と景観への配慮



自然素材を多く使うことで落ち着いた雰囲気となっています（他都市の例）



自然素材を多く使うことで落ち着いた雰囲気となっています（他都市の例）

③開発行為

□擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠および素材となるよう工夫する。

□開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。

○法面・擁壁等の設置

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮してください。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行きましょう。

宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮しましょう。

造成などにおいては、既存樹木を保存するよう配慮しましょう。

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材などの自然素材を用いることを基本とします。特に、掘割や橋上、道路、河川若しくは公園に面する場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を行きましょう。



緑化することで法面を修景しています（他都市の例）

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

□開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。

○駐車場周囲の緑化

駐車場を設置する場合は、通りから望見できないよう、敷地外周部などに修景緑化を行きましょう。



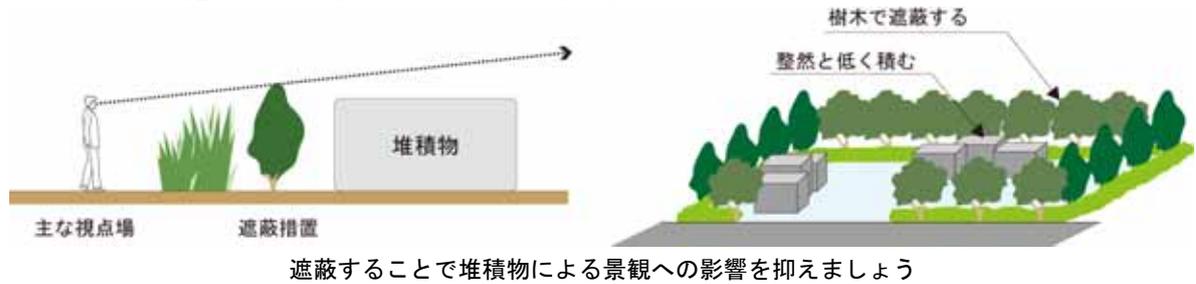
駐車場の外周部を緑化することで、周囲の景観と調和させましょう

⑤屋外における物件の堆積

□堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。

○堆積物の遮蔽

遮蔽を行う場合は、十分に遮蔽の効果が発揮できる高さとしましょう。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮蔽措置を行いましょ。遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮蔽措置の効果を考慮して、できる限り抑えましょ。



⑥特定照明

□地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

○照明器具のデザイン

照明については、必要最小限のものとなるようにしましょ。そのため、照明器具は、安全性、効率性、快適性を確保しつつ、周辺の景観を乱さない控えめな意匠としましょ。特に、昼間の見え方に配慮する必要がある、照明器具の色彩についても十分配慮しましょ。

○点灯方法

点滅照明やネオンサイン、映像を映し出す電光表示装置等は、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、原則として、設置しないようにしましょ。特に、星空や月夜などの良好な夜間景観が望める場所においては、不必要な動光・点滅照明の設置は避けましょ。ただし、法令で定められている点滅照明や一時的な祭りやイベント時に供される演出、防犯等で必要な照明については認めましょ。



控えめなデザインや照度で景観を乱さないようにしています（他都市の例）

(4) 有明海・干拓地エリア

対象行為	項目	基準																								
① 建築物の建築等	位置	・社寺などの歴史的建造物その周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物配置とする。																								
	規模	・周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 ・周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。																								
	デザイン	・壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。																								
	色彩	・周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 【建築物の外壁の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>建築物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5 以上 9 以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4 以上 9 以下</td> <td>4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	彩度	—	4 以下	2 以下		—
		色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																			
明度		10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下																			
	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下																					
彩度	—	4 以下	2 以下		—																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明度</td> <td colspan="3">7.5 以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>8 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	7.5 以下			認めない	8 以下	彩度	4 以下	2 以下		—										
色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																						
明度	7.5 以下			認めない	8 以下																					
彩度	4 以下	2 以下			—																					
素材	・金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。 ・外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。																									
敷地の緑化	・道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。																									

対象行為	項目	基準																								
② 工作物の建設等	位置	<ul style="list-style-type: none"> 社寺などの歴史的建造物その周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして工作物の位置を設定することで既存のまち並みと調和した工作物の配置とする。 																								
	規模	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。 																								
	デザイン	<ul style="list-style-type: none"> 壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。 																								
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺地域の自然環境やまち並みと調和した色を使用し、下表の範囲から外れる突出した印象の色彩（主に高明度、高彩度色）を避ける。ただし、着色を施していない自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）については使用可能とする。 <p>【工作物の色彩基準】以下のマンセル表色系に基づく数値の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="391 801 1409 981"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>工作物の高さ</th> <th>黄、黄赤、赤</th> <th>黄緑、緑、青緑、青</th> <th>青紫、紫、赤紫</th> <th>無彩色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">明度</td> <td>10m未満</td> <td colspan="3">2.5 以上 9 以下</td> <td rowspan="2">認めない</td> <td>2.5 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>10m以上</td> <td colspan="3">4 以上 9 以下</td> <td>4 以上 9 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td>—</td> <td>4 以下</td> <td>2 以下</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ガードレール等防護柵については、無塗装（溶融亜鉛メッキ等）など周辺景観に調和する色を推奨する。 	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色	明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下	10m以上	4 以上 9 以下			4 以上 9 以下	彩度	—	4 以下	2 以下		—
	色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色																				
明度	10m未満	2.5 以上 9 以下			認めない	2.5 以上 9 以下																				
	10m以上	4 以上 9 以下				4 以上 9 以下																				
彩度	—	4 以下	2 以下		—																					
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、敷地面積が 500 m²以上の大規模なものに対しては、敷地面積に対する緑化率を 3% 以上確保する。 																									
③ 開発行為	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫する。 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。 																									
④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	<ul style="list-style-type: none"> 開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。 																									
⑤ 屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 堆積物が通りから見えないうように遮蔽するなどの工夫を行う。 																									
⑥ 特定照明	<ul style="list-style-type: none"> 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。 																									

①建築物の建築等及び②工作物の建設等

a. 位置

□社寺などの歴史的建造物その周囲の林（社寺林）との位置関係、干拓とともに形成された列状集落など、建築物等の配置の特徴を十分に把握し、参考にして建物等の位置を設定することで既存のまち並みと調和した建物（工作物）配置とする。

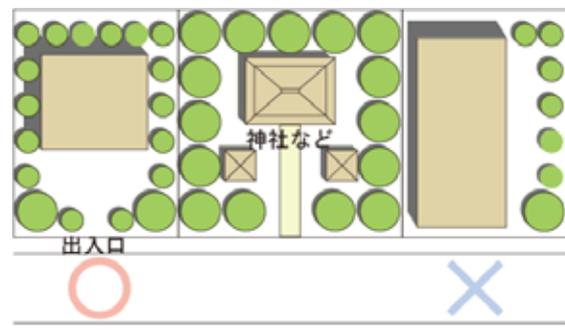
○社寺などの歴史的建造物とその周囲の林（社寺林）における配置

それぞれの集落で祀られてきた神社・寺院が人々の心象風景を形づくっており、またその神社・寺院を囲む社寺林や雑木林は、のどかな田園景観のアクセントとなっています。

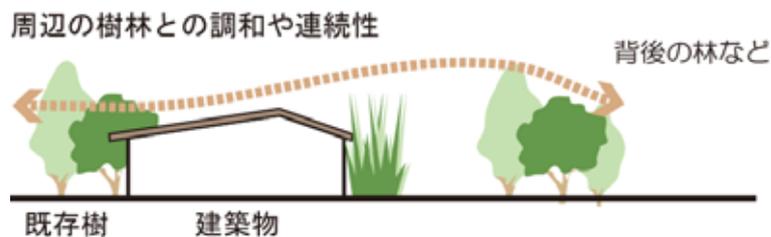
そのため、視界の開けた場所においては、その雄大さを妨げないよう配慮し、下図のように社寺林や雑木林の周囲ではその保全や、緑の連続性に配慮すること、入口の向きを合わせることなどが望まれます。



列状集落は、堤防に沿って立ち並び固有の景観をつくっています



周囲の社寺林・雑木林の緑の連続性に配慮しましょう



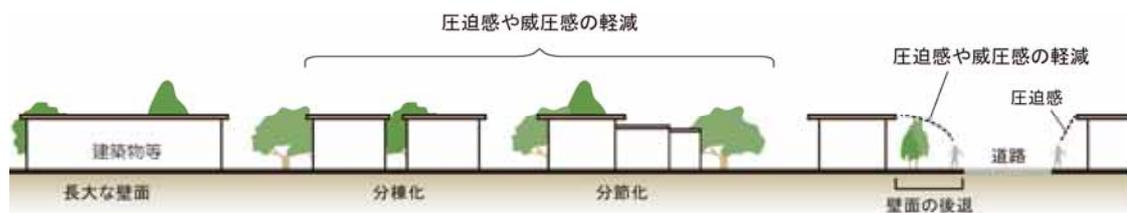
既存樹を残し、その高さや配置を生かすことで、周辺の樹林との調和や連続性をつくりましょう

b. 規模

- 周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。やむを得ず長大な壁面が生じる場合は分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫をする。
- 周辺に広がる田園風景に調和する低層を基本とした規模とする。

○分節や高さの抑制、緑化、壁面後退等の工夫

下図、写真のように、建築物や工作物による圧迫感、威圧感を与えないように工夫し、周辺景観との調和に努めましょう。



長大な壁面をつくらず、分棟形式、分節形式とすることで周囲の景観へ与える影響を軽減しましょう



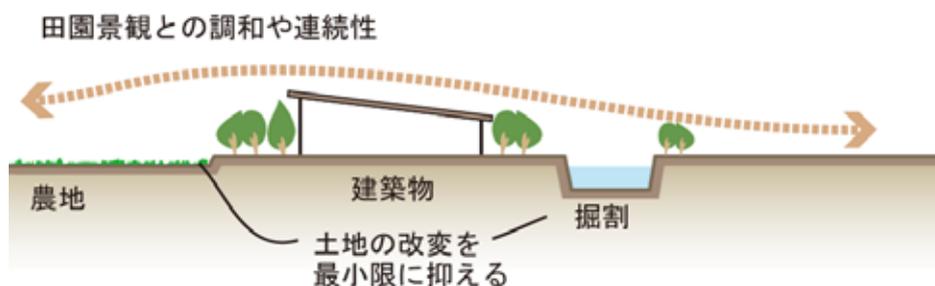
建物を分節することで、周囲の景観と調和しています（他都市の例）



建物周辺を緑化することで、建物の規模に対する印象を抑え、周囲の景観と調和しています（他都市の例）

○干拓地の風景への調和

下図のように低層を基本とし、干拓地の風景との調和に努めましょう。



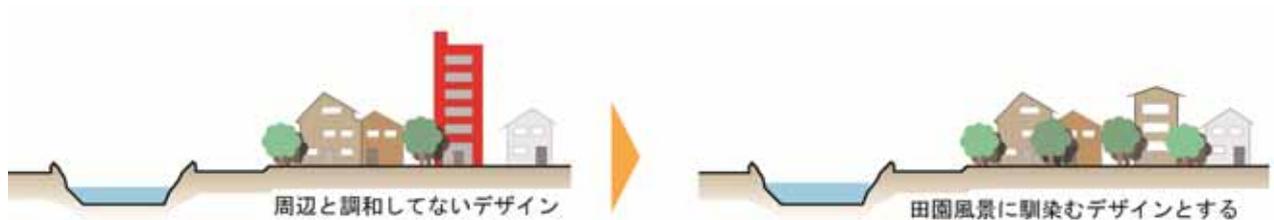
大幅な土地の改変を行わず、既存の地形を生かすことで、調和や連続性をつくりましょう

c. デザイン

□壁面に文字や模様を多用するなど複雑なデザインを避け、周辺地域の自然環境やまち並みに配慮した落ち着いたデザインとする。

○建物群としての連続性の維持

既存集落内において建築する際には、外観上の特徴となる屋根の形態（勾配屋根とする等）や外壁のデザインが周囲から突出した印象となることを避け、建物群としての連続性の維持に留意しましょう。



d. 素材

□金属や光沢のある素材を壁面など外観の大部分に使用することは避ける。やむを得ず使用する場合は、道路など公共空間から見えない場所に使用するか、周囲の緑化により目立たない工夫をする。

□外装材は、木材、漆喰、土壁など自然素材をできる限り使用する。

○光沢のある素材

ツヤのあるペンキやタイルなどの光沢のある素材は、目立ちやすく、また反射した光が近隣に影響を与えることもあります。周辺の自然との調和や近隣への影響などを十分配慮し、なるべく光沢をおさえ、大きな面積で使うことは、控えましょう。

○自然素材（木材、漆喰、土壁、瓦など）の使用

自然素材を用いることで、干拓地の景観に調和するまち並みをつくりましょう。石や木材など自然素材や、レンガ、漆喰、素焼(テラコッタ)など、風景になじんで見えるように、伝統的な手法で作られた素材をできるだけ使用しましょう。表面のざらつきや凹凸による陰影、一様でない色、また自然な経年変化などで景観になじみます。

自然素材			一般的な素材		反射光のある素材	
木材	漆喰	土壁	コンクリート	窯業系サイディング	ミラーガラス	金属板
						
塀や壁面に積極的に取り入れることで周辺環境と調和します。			周囲から突出しないよう色彩や仕上げを工夫しましょう。		大面積での使用の際は特に配慮が必要です。	

壁面の素材の特色と景観への配慮



自然素材を多く使うことで落ち着いた雰囲気となっています（他都市の例）



自然素材を多く使うことで落ち着いた雰囲気となっています（他都市の例）

③開発行為

- 擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠および素材となるよう工夫する。
- 開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。

○擁壁の設置

面的な一団の開発等に伴う法面・擁壁は、長大なものは避け、圧迫感のないように配慮してください。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行いましょう。

宅地造成等の面的な一団の開発等では、地形改変を最小限にすることで、本来の地域の景観になじむよう配慮しまししょう。

造成などにおいては、既存樹木を保存するよう配慮しまししょう。

擁壁の素材は、周辺の景観に調和する石材などの自然素材を用いることを基本とします。特に、掘割や橋上、道路、河川若しくは公園に面する場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を行いましょう。



緑化することで法面を修景しています（他都市の例）

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

- 開墾後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないようにする。また、造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。

○駐車場周囲の緑化

駐車場を設置する場合は、通りから望見できないよう、敷地外周部などに修景緑化を行いましょう。



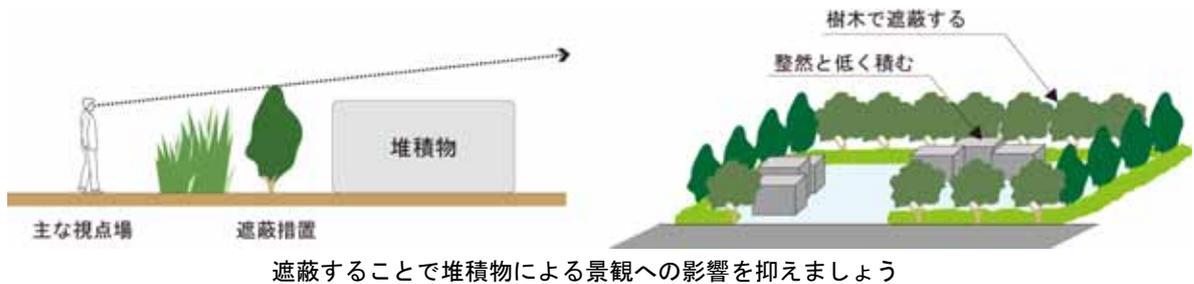
駐車場の外周部を緑化することで、周囲の景観と調和させましよう

⑤屋外における物件の堆積

□堆積物が通りから見えないように遮蔽するなどの工夫を行う。

○堆積物の遮蔽

遮蔽を行う場合は、十分に遮蔽の効果が発揮できる高さとしましょう。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮蔽措置を行いましょ。遮蔽措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮蔽措置の効果を考慮して、できる限り抑えましょ。



⑥特定照明

□地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

○照明器具のデザイン

照明については、必要最小限のものとなるようにしましょ。そのため、照明器具は、安全性、効率性、快適性を確保しつつ、周辺の景観を乱さない控えめな意匠としましょ。特に、昼間の見え方に配慮する必要があり、照明器具の色彩についても十分配慮しましょ。

○点灯方法

点滅照明やネオンサイン、映像を映し出す電光表示装置等は、落ち着いた夜間景観を乱す恐れがあるため、原則として、設置しないようにしましょ。特に、星空や月夜などの良好な夜間景観が望める場所においては、不必要な動光・点滅照明の設置は避けましょ。ただし、法令で定められている点滅照明や一時的な祭りやイベント時に供される演出、防犯等で必要な照明については認めましょ。



控えめなデザインや照度で景観を乱さないようにしています（他都市の例）

(5) 全エリア・地区の共通項目

①色彩に関する基準の解説

a. 建築物に関する基準

建築物の外壁の色彩基準

色相	建築物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
明度	10m未満	2.5以上9以下		認めない	2.5以上9以下
	10m以上	4以上9以下			4以上9以下
彩度	—	4以下	2以下		—

建築物の屋根の色彩基準

色相	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
明度	7.5以下		認めない	8以下
彩度	4以下	2以下		—

b. 工作物に関する基準

色相	工作物の高さ	黄、黄赤、赤	黄緑、緑、青緑、青	青紫、紫、赤紫	無彩色
明度	10m未満	2.5以上9以下		認めない	2.5以上9以下
	10m以上	4以上9以下			4以上9以下
彩度	—	4以下	2以下		—

c. 適用除外

次に挙げるような地区や建築物、工作物のうち、一定の協議を経てその色彩の合理性が確認できるものについては、基準の適用除外や緩和を検討します。

○独自の色彩景観が進められている地区

地区計画や建築協定等、地域が独自に景観まちづくりに取り組んでおり、色彩についてもこれらの協定により、地区独自の基準が定められている場合については、柳川市全体における色彩景観の調和に配慮しながら、基準の適用除外を認めます。

○自然素材を基調とした建築物等

木材や石材、土壁、レンガ等の自然素材については、時間の経過とともに、風格を持った落ち着いた表情へと変わっていきます。このような自然素材については、塗装をしていないものに限り、色彩基準の適用除外を認めます。

○他法令で色彩が規定されているもの

主に安全性や識別性の確保のために、他の法令によって色彩が既定されているものについては、色彩基準に関わらず、法令に定められた色彩を用いることができるものとします。

○地域に親しまれている建築物、工作物等

建築物や橋梁等など、地域住民から親しまれ、地域のイメージの核となっており、地域の景観の象徴となっているものについては、色彩基準の範囲外の色彩を使用することができるよう配慮します。

○その他景観形成に資すると認められたものの塗り替え

創造的なデザインによって周辺の景観を先導する質の高い外観が形成されているもの、すでに整備が行われ地域のランドマークとして住民に親しまれているものの塗り替え等については、専門家等の意見を聴いたうえで、色彩基準の範囲外の色彩を使用できるよう配慮します。

d. 色彩に関する基本的事項

色彩景観を考えていく際に、色に関する基本的な事項と、基準を定める際に用いるマンセル表色系について解説します。

○マンセル表色系

色彩を表すための尺度のひとつです。JIS(日本工業規格)などにも採用されている国際的なものです。「色相」、「明度」、「彩度」の3つの尺度の組み合わせによって色彩を正確に表現します。

○色相とは？

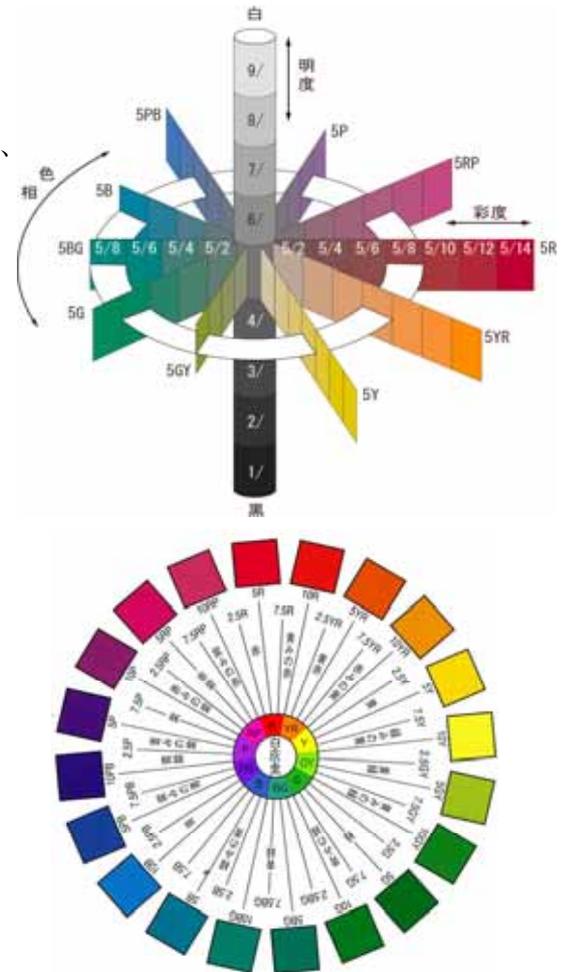
赤、青といった「いろあい」を表します。マンセル表色系では、10種類の基本色(赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫)の頭文字をとったアルファベット(R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP)とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。また、10RPは0R、10Rは0YRと同意です。

○明度とは？

明るさを示します。マンセル表色系では、0から10までの数値で示します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

○彩度とは？

鮮やかさを示します。マンセル表色系では、0から14程度までの数値で示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。



○マンセル値の表し方

例えば右の写真に示すような、公共施設「水の郷」の場合、「5YR7/4」などと表記します。これは 5YR が色相（橙系）、7 が明度（比較的明るい）、4 が彩度（中間的な鮮やか）を表しています。



公共施設「水の郷」

ごわいあーる
5 Y R
色相

なな
7
明度

の
/

よん
4
彩度

○マンセル値の確認道具

マンセル値を用いた色見本帳としては、「JIS 標準色票（財団法人日本規格協会）」や「塗料用標準色見本帳（社団法人日本塗料工業会）」などが広く普及しています。



JIS 標準色票



塗料用標準色見本帳

【注意事項】

マンセル値を測定するには、現場で対象となる色面に、正確なマンセル値の見本を直接当てて測定します。離れて見ると、天候や時間帯などの光の加減によって、色の印象が変わることがありますのでお気を付けください。

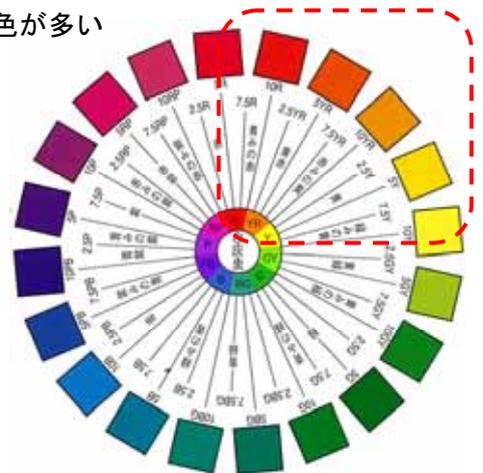
e. 色彩基準の考え方

○色相：市内で使われている色は、暖色系（Y、YR、R）や無彩色が多い

市内の建物で多く使われている色は、黄色、茶色、ベージュ等の暖色系の色と、白、黒、グレーなどの無彩色で、全体の約70%にもなります。暖色系の色は、アースカラーとも呼ばれ、土や砂、樹皮など自然のものと共通性があり、樹木等の緑と調和しやすいという傾向があります。ただし、ここで挙げた暖色系とは、彩度の低いものをさし、原色（派手な赤）などではありません。

一方で、青、紫、緑等の寒色系の色は、一部の建物に見られるものの、全体として見た時にはあまり用いられていません。そのため、こうした寒色系の色を用いた建物は、周辺のまち並みや自然環境に対して違和感が生じやすく、配慮が必要です。

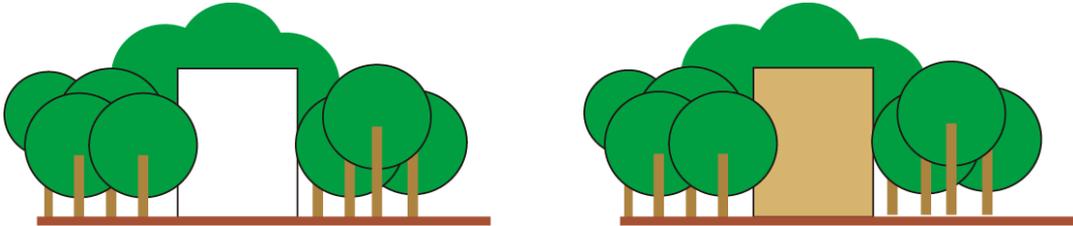
この範囲に無彩色を加えた色が、市内の建物の約70%を占めています。



○明度：程よい明るさの色を選ぶことが必要

周辺環境との調和を考えた場合には、明るすぎる色（白に近い色）や暗すぎる色（黒に近い色）の使用について、注意していく必要があります。

下図に示すように、周囲を緑に囲まれた敷地などにおいては、高い明度の白（白っぽい色）は緑との対比が大きくなってしまい、存在感が突出してしまいます。こうした場合は、明度を落とした色にするなどの配慮が求められます。



○彩度：彩度の高い色（派手な色、鮮やかな色）は、まち並みや周辺環境から浮きやすい

彩度の高い色の建物は、周囲と調和せずに浮いてしまう傾向があります。そのため、彩度については、実情に応じながら、一定のライン以下に抑えて、周囲と調和したものにしていく必要があります。



彩度の高い建物が建つと、周辺から浮き上がってしまいます

f. 景観づくりのポイント

○まち並みの連続性に配慮する

まち並みに連続性が生まれるよう、建築物の色相は、隣接する建築物と同一若しくは類似色相とするよう工夫しましょう。

連続性を重んじるあまり、単調な色の組み合わせにならないよう、色の明暗による組み合わせなど、様々な対比を考え強弱やリズムのある配色になるよう工夫しましょう。



同一色相や類似色相が並んだまち並み（他都市の例）

○コーポレートカラーへの対応

コーポレートカラー（ロゴマークやシンボルカラーなどによって企業イメージの明確化を図る色彩）は、印刷物や製品への表示などを対象に計画されており、小さな面積でもよく目立つ原色系の色彩が採用されています。このような色彩が大きな広告物として、あるいは店舗の外装の基調色として使われていることが多くあり、これらが公共空間に氾濫すると、柳川市の景観を阻害する要因になりかねません。コーポレートカラーは、企業イメージを向上させるための色彩です。昨今では、地域と共存していくために、周囲の景観に配慮した事例も見られます。地域景観との調和を考慮した表示方法を検討しましょう。例えば、歴史的なまち並みが残る他都市では、自動販売機のベース色を変更したり、木製の格子で修景するなど、地域の特性に配慮した取り組みが行われています。



色彩に配慮した自動販売機（他都市の例）

口色彩基準（トーン表記・塗料番号における範囲）

凡例

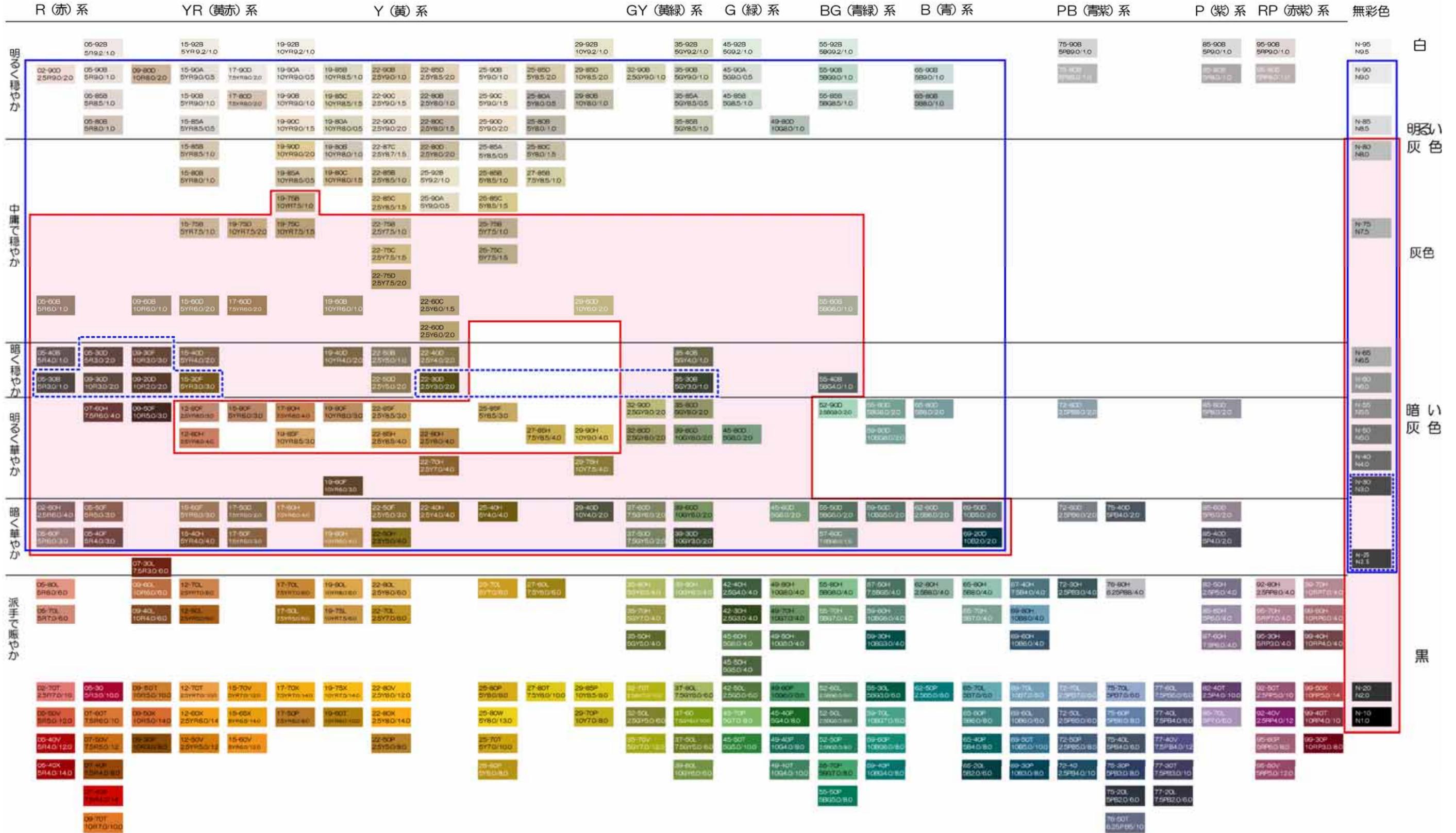
日本塗料工業会
塗料用標準色票番号
マンセル値

建築物・工作物の壁面の色彩範囲

高さ10m以上の建築物・工
作物には使えない色彩範囲

屋根の色彩範囲

範囲外



②敷地の緑化に関する基準の解説

□道路や河川、掘割などの公共施設に面する敷地は、積極的に緑化を進めることとし、建築物の建築等、工作物の建設等において届出が必要な場合（1 ページの表参照）は、敷地面積に対する緑化率を3%以上確保する。

a. 考え方

- 建築物や工作物をつくる際には、周辺の景観に配慮し、樹木等の配置を検討しましょう。景観阻害要素となる恐れのある大規模建築物等や駐車場の周囲については、道路沿いを中心に遮蔽的な植栽を行きましょう。
- 樹種については、地域の既存の植生を考慮し、周辺の景観との調和が得られるよう配慮しましょう。個々の樹木の性質を踏まえ、季節の変化や樹木などの成長を考慮するとともに、建築物などの規模に合った樹高や樹冠のボリューム、複数の樹種の組み合わせを検討しましょう。
- 竣工時はもちろんのこと、10年後、20年後、50年後と、長い時間の経過を含めた展望に立ち、樹齢の構成を考えましょう。
- 掘割や河川、通りに面した敷地は、川下り舟や通りからの見え方に配慮して、積極的に緑化しましょう。



緑化に十分なスペースをとりましょう



建物周囲を十分緑化をしましょう

b. 緑化面積の算定

○緑化面積は、次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合は、どちらか一方の面積を緑化面積とします。植栽は、道路に面した部分に重点的に配置するものとします。

区分		算定基準	備考	
既存樹木		水平投影面積	・樹木ごとの樹冠の水平投影面積を合計したもの。ただし、樹冠が重なる場合は、重複して計上することはできません。	
新規樹木 (みなし 樹冠面積)	高木	高さ 4.0m 以上	14m ² 8m ² 4m ²	・主に新規に植栽した樹木に対して、成長時の大きさとして、右記の面積を持つものとみなします。
	中木	高さ 2.5m 以上 4.0m 未満		
	低木	高さ 2.5m 未満		
生垣		延長 × 幅	・葉が触れ合う程度に列植していること。	
緑化の区画 (専ら緑化のために区画した土地の部分)		区画した土地 の面積	・縁石等で区画し、区画内が一体的に樹木、地被植物等により植栽されている場合、その区画面積を対象とします。	
地被植物による緑化		地表を覆った 面積	・地表を覆う植物。地表を覆った部分の面積とします。	
壁面の緑化		延長 × 1m	・立ち上がった、又は、傾斜した壁面が緑化されたもの。傾斜した壁面の緑化については水平投影面積とします。	

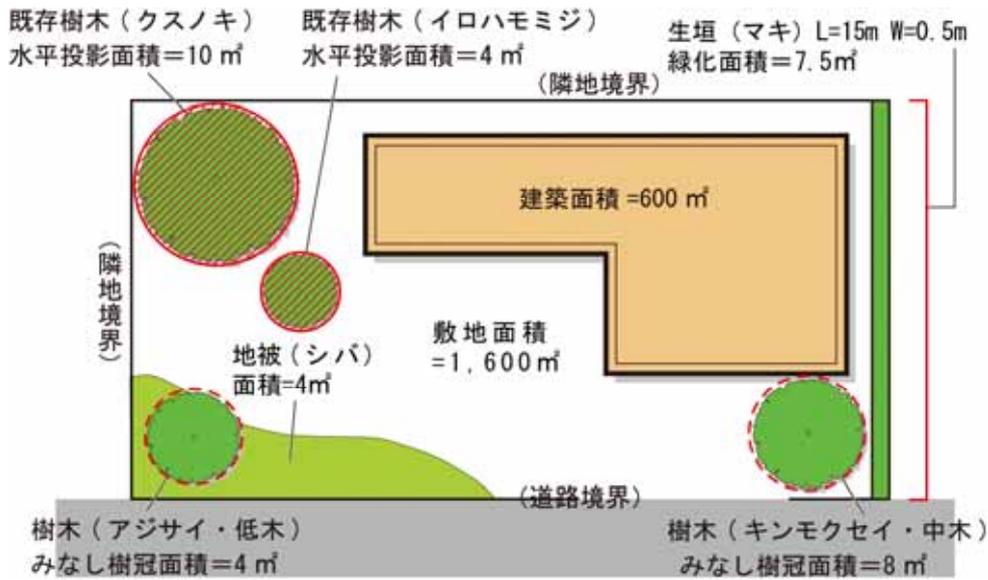
c. 緑化やその算定における留意点

- 上記以外の緑化に関するものについては、協議してください。
- 外構工事が伴わない建築行為等の場合、保存する樹木で緑化面積を算定してください。
- つる性植物は、低木として扱います。壁面に沿って植栽されている場合は、壁面緑化として取り扱います。
- 樹種が中高木でも、2.5m未満に低く刈り込んで使用する場合は低木として、また、生垣として使用する場合は生垣として取り扱います。
- いずれも維持管理が十分なされることを前提として算入します。
- 樹木の水平投影面積と地被植物の地表を覆った面積等が重なる場合は、重複しての算入はできません。
- バルコニー、出窓やその下部（水平投影部分）の植栽については、緑化面積に算入できません。
- 添付図書の配置図について
 - ・樹木等の位置、種類、高さ及び本数を記入してください。
 - ・新規、既存がわかるようにしてください。

d. 緑化面積算定表

既存樹木	種類	数量	水平投影面積		緑化面積	
		—	×	m ²	=	m ²
		—	×	m ²	=	m ²
		—	×	m ²	=	m ²
小計						m ²
新規(高木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積	
		本	×	14 m ²	=	m ²
		本	×	14 m ²	=	m ²
		本	×	14 m ²	=	m ²
小計						m ²
新規(中木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積	
		本	×	8 m ²	=	m ²
		本	×	8 m ²	=	m ²
		本	×	8 m ²	=	m ²
小計						m ²
新規(低木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積	
		本	×	4 m ²	=	m ²
		本	×	4 m ²	=	m ²
		本	×	4 m ²	=	m ²
小計						m ²
生垣	種類	延長	幅		緑化面積	
		m	×	m	=	m ²
		m	×	m	=	m ²
		m	×	m	=	m ²
小計						m ²
緑化の区画	種類	数量	区画した土地の面積		緑化面積	
		—	×	m ²	—	m ²
		—	×	m ²	—	m ²
		—	×	m ²	—	m ²
小計						m ²
地被植物	種類	数量	地表を覆った面積		緑化面積	
		—	×	m ²	—	m ²
		—	×	m ²	—	m ²
		—	×	m ²	—	m ²
小計						m ²
壁面緑化	種類	延長	幅		緑化面積	
		m	×	1 m	=	m ²
		m	×	1 m	=	m ²
		m	×	1 m	=	m ²
小計						m ²
緑化面積合計						m ²
基準敷地面積 = 敷地面積 - 建築面積等						m ²
緑化率 = 緑化面積 / 基準敷地面積 × 100						%

e. 緑化面積算定記入の例



水平投影面積の合計

既存樹木	種類	数量	水平投影面積		緑化面積			
	クスノキ	—	×	10	m ²	=	10	m ²
イロハモミジ	—	×	4	m ²	=	4	m ²	
	—	×		m ²	=		m ²	
小計							14	m ²

新規(中木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積			
	キンモクセイ	1	本	×	8	m ²	=	8
			×	8	m ²	=		m ²
			×	8	m ²	=		m ²
小計							8	m ²

新規(低木)	種類	数量	みなし樹冠面積		緑化面積			
	アジサイ	1	本	×	4	m ²	=	4
			×	4	m ²	=		m ²
			×	4	m ²	=		m ²
小計							4	m ²

生垣	種類	延長	幅		緑化面積			
	マキ	15	m	×	0.5	m	=	7.5
			×		m	=		m ²
			×		m	=		m ²
小計							7.5	m ²

地被植物	種類	数量	地表を覆った面積		緑化面積			
	シバ	—	×	4	m ²	—	4	m ²
	—	×		m ²	—		m ²	
	—	×		m ²	—		m ²	
小計							4	m ²

緑化面積合計	合計の緑化面積が 37.5 m ²		37.5	m ²
--------	------------------------------	--	------	----------------

基準敷地面積 = 敷地面積 - 建築面積等	1600 m ² - 600 m ²		1000	m ²
-----------------------	--	--	------	----------------

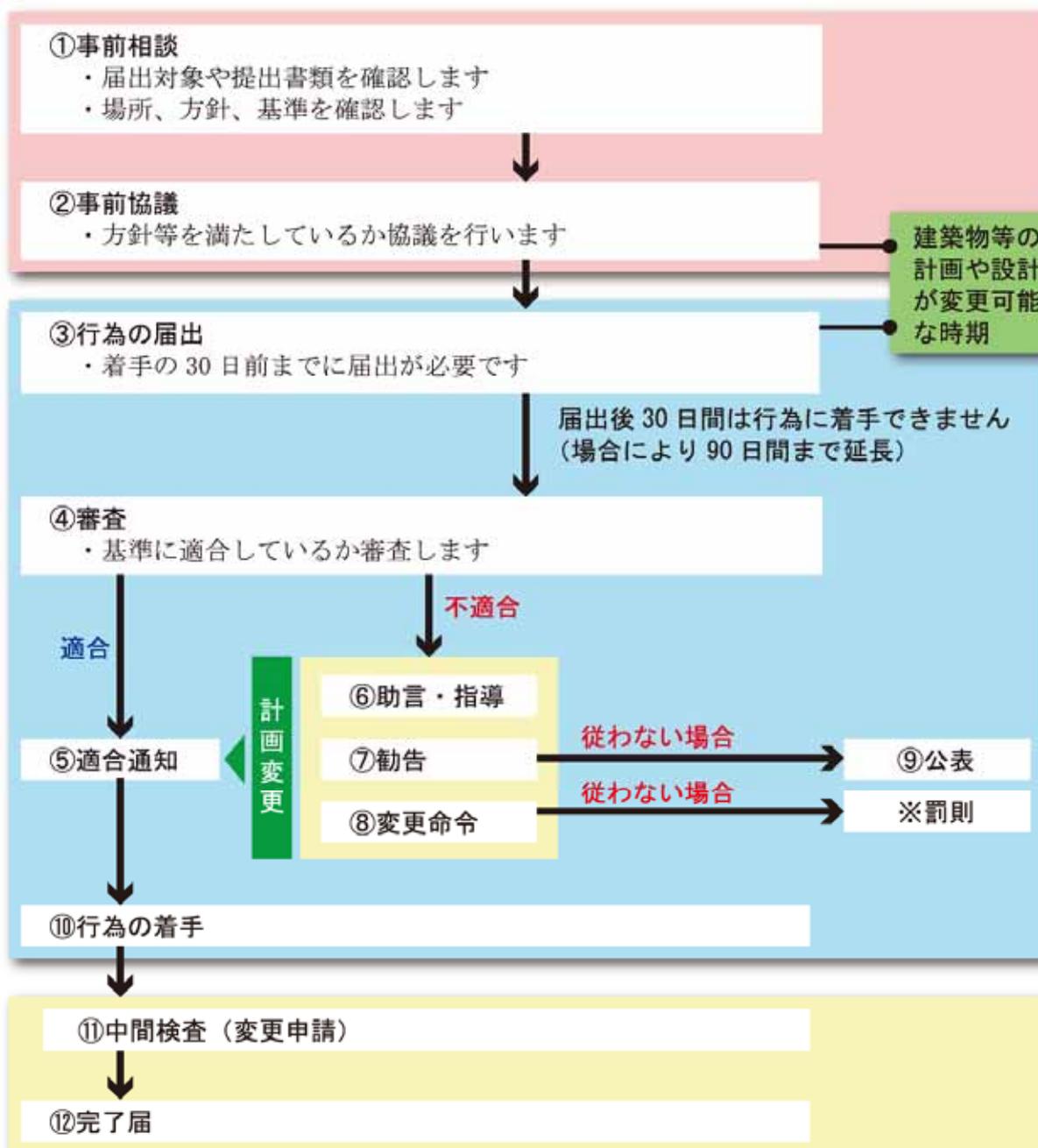
緑化率 = 緑化面積 / 基準敷地面積 × 100	37.5 m ² ÷ 1000 m ² × 100		3.75	%
---------------------------	---	--	------	---

※小計の時点で小数点第2位未満切り捨て

緑化率は 3.75%

7. 届出の手續内容

(1) 届出の流れ (届出・審査等の手續)



- 景観アドバイザーによる技術的支援等は、フロー中の②事前協議において行うものとし、
- 景観審議会での審議は、④審査、⑥助言・指導のうち必要時に行うものとし、⑦勧告、⑧変更命令においては必ず審議を行うものとし、
- 景観条例において、事前協議を義務付け、景観アドバイザーの専門知識のもと、よりよい景観形成を図ります。

※罰則については景観法に基づき、適用します。景観法には以下のような規定があります。

【罰則】 以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合 (30万円以下の罰金)
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合 (30万円以下の罰金)
- ・変更命令に従わない場合 (50万円以下の罰金)
- ・原状回復命令に従わない場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(2) 届出等に必要な書類

事前協議、届出、通知に必要な書類は、①～③、完了に必要な書類は④とします。ただし、行為の規模が大きいため、下記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができます。

①建築物の建築等又は工作物の建設等

- 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2, 500 以上)
- 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図(マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

②開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2, 500 以上)
- 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- 設計図又は施工方法を明らかにする図面(縮尺 1/100 以上)
- 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

③外観について行う照明

- 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面(縮尺 1/2, 500 以上)
- 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図(照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上)
- 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

④完了届

- 配置図及び完了後の状況を示す写真

提出部数は、正副 2 部とします。

(3) 届出・相談窓口

①お問い合わせ・事前相談・届出窓口・審査

<事前相談にお越しください>

柳川市まちづくり課では、事前相談を受け付けています。柳川市内で一定規模の建築・建設行為を行う場合には、事前協議及び届出が必要になります。それらが必要かどうかの判断基準や方法、ご協力いただく景観づくりの内容（景観形成基準等）については、事前にご相談いただくことでよりスムーズな手続きを行うことができます。お気軽に窓口へ足をお運びください。

<お問い合わせ先>

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87-1

柳川市役所 まちづくり課 まちづくり計画係

TEL 0944-77-8552 FAX 0944-73-2516 Email machi-40207@city.yanagawa.lg.jp

柳川市景観計画のホームページはこちら

<http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/political/keikan.html>

8. 様式集

(1) 様式第1号（第3条関係）事前協議書

様式第1号（第3条関係）

事前協議書			
年 月 日			
柳川市長 様			
届出者 住所 氏名 ㊟			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者氏名〕 </div>			
電話番号			
柳川市景観条例第12条の規定により、関係図書を添えて次のとおり事前協議を申し出ます。			
行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・ 地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
行為の期間	着手予定	年	月 日
	完了予定	年	月 日
他法令の許可等			
※受付年月日	※処理欄		

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

備考 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、下記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

1 建築物の建築等又は工作物の建設等

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- (5) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

2 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺 1/100 以上）
- (4) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

3 外観について行う照明

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- (2) 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- (4) 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- (5) 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 様式第2号(第4条関係) 行為の届出書

様式第2号(第4条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 柳川市長 様 届出者 住所 氏 名 ㊟ (法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、名称及 び代表者氏名) 電話番号		
景観法第16条(第1項・第2項)の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。		
	地名・地番	柳川市 番地
行為の場所	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法					
□建築物の建築等	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する 修繕・模様替 □色彩の変更				
	規		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
	模	高さ	m	m	m
基準敷地面積		m ²	m ²	m ²	
緑化面積		m ²	m ²	m ²	
□工作物の建設等	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する 修繕・模様替 □色彩の変更				
	規		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
	模	高さ	m	m	m
基準敷地面積		m ²	m ²	m ²	
緑化面積		m ²	m ²	m ²	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の伐採	□伐採				
	面積 m ²				
□物件の堆積	物件の種類()				
	面積	m ²	高さ	m	
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
		工作物の築造面積	m ²		
照明方法()					
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、下記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

- 2 提出部数は、正副 2 部とする。

(3) 様式第3号(第4条関係) 行為の通知書

様式第3号(第4条関係)

(表)

(新規・変更)

行為の通知書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 柳川市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 通知者 所在地 団体名 ㊟ 電話番号 </div> <p style="margin-top: 20px;">景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。</p>		
行為の場所	地名・地番	柳川市 番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的
行為の期間	着手予定	年 月 日
	完了予定	年 月 日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施工方法					
□建築物の建築等	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する 修繕・模様替 □色彩の変更				
	規		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
	模	高さ	m	m	m
		基準敷地面積	m ²	m ²	m ²
緑化面積		m ²	m ²	m ²	
□工作物の建設等	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する 修繕・模様替 □色彩の変更				
	規		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
	模	高さ	m	m	m
		基準敷地面積	m ²	m ²	m ²
緑化面積		m ²	m ²	m ²	
□開発行為	開発面積 m ²				
□土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採 □その他()				
	開発面積 m ²				
□木竹の伐採	□伐採				
	面積 m ²				
□物件の堆積	物件の種類()				
	面積 m ²		高さ m		
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ		m	
工作物の築造面積		m ²			
照明方法()					
景観形成のため特に配慮した事項					

備考

- 1 添付書類は、次のとおりとする。ただし、行為の規模が大きいため、下記の縮尺の図面によっては適切に表示できない場合は、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

(1) 建築物の建築等又は工作物の建設等

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置及び外構緑化計画を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図（マンセル値を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(2) 開発行為、土地の形質の変更、木竹の伐採又は物件の堆積

- ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ウ 設計図又は施工方法を明らかにする図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

(3) 外観について行う照明

- ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面（縮尺 1/2,500 以上）
- イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）
- エ 建築物又は工作物の外観照明を設置する面の立面図（照射位置、照射方法及び照明の種類を表示すること。縮尺 1/50 以上）
- オ 行為後のモニタージュ又はコンピュータグラフィック

- 2 提出部数は、正副 2 部とする。

(4) 様式第8号(第11条関係) 行為完了届出書

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 所
氏 名 ⑩

(法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者氏名
電話番号

行 為 完 了 届 出 書

柳川市景観条例第20条の規定により、次のとおり行為が完了したことを届け出ます。

行為の場所	地名・地番	柳川市	番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等		
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的	
届出年月日			
完了年月日			

(5) 様式の記入例

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状（様式任意）を添付

様式第1号（第3条関係）

事前協議書	
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	
柳川市長 様	
	届出者 住所 〇〇市〇〇〇 〇〇〇-〇 氏名 〇〇〇 〇〇〇 ㊦
届出者が複数の場合は別紙（様式任意）に住所氏名を明示、押印のうえ添付	（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
柳川市景観条例第12条の規定により、関係図書を添えて次のとおり事前協議を申し出ます。	
	地名・地番 柳川市〇〇 〇〇〇〇 番地
行為の場所	エリア・地区の別 <input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input checked="" type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明
行為の期間	着手予定 〇〇年 〇〇月 〇〇日 完了予定 〇〇年 〇〇月 〇〇日
他法令の許可等	
※受付年月日	※処理欄

地番まで必ず書くこと

予定している日付を書くこと
届出から着手までに30日が必要

行為が複数の場合は事業全体の着手日と完了日

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

代理者が届出を提出し、図書の訂正等を行う場合は委任状（様式任意）を添付

様式第2号（第4条関係）

(表)

(新規・変更)

行為の届出書		
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
柳川市長 様		
届出者 住所 〇〇市〇〇〇 〇〇〇-〇		
氏名 〇〇〇 〇〇〇 ㊟		
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">届出者が複数の場合は別紙（様式任意）に住所氏名を明示、押印のうえ添付</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地、名称及び 代表者氏名 </div>		
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇		
景観法第16条（第1項・第2項）の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。		
行為の場所	地名・地番	柳川市〇〇 〇〇〇〇 番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input checked="" type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">地番まで必ず書くこと</div>
行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 共同住宅建設のため
行為の期間	着手予定	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	完了予定	〇〇年 〇〇月 〇〇日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※勧告又は変更命令の年月日

予定している日付を書くこと
 届出から着手までに30日が必要

行為が複数の場合は事業全体の着手日と完了日

注1 該当の□内にチェックしてください。

2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

小数点第2位
未満切り捨て

届出対象行為の種類及び設計又は施工方法					
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 該当するものに印をつける 避雷針等軽微なものは含まない	用途(共同住宅)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	1,234.56 m ²	m ²	1,234.56 m ²
		高さ	78.91m	m	78.91m
基準敷地面積		2,345.67 m ²	m ²	2,345.67 m ²	
	緑化面積	891.23 m ²	m ²	891.23 m ²	
<input type="checkbox"/> 工作物の建設等	種類又は用途()				
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更する修繕・模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	緑化面積	m ²	m ²	m ²	
<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為	開発面積 3,456.78 m ²				
<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 土地の開墾 <input type="checkbox"/> 土石の採取 <input type="checkbox"/> 鉱物の掘採 <input type="checkbox"/> その他()				
	開発面積 m ²				
<input type="checkbox"/> 木竹の伐採	<input type="checkbox"/> 伐採				
	面積 m ²				
<input type="checkbox"/> 物件の堆積	物件の種類()				
	面積 m ² 高さ m				
<input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明 できるだけ具体的に書くこと	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物について行う照明	建築物の高さ 78.91m			
		建築物の延床面積 1,234.56 m ²			
	<input type="checkbox"/> 工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ m 工作物の築造面積 m ²			
照明方法(外壁正面に 12 箇所のハロゲンランプを設置)					
景観形成のため特に配慮した事項	①色彩は、周辺の建築物との調和に配慮して〇〇色とする。 ②敷地周囲やオープンスペースには緑化を行う。				

（表） （新規・変更）

行為の通知書		
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
柳川市長 様		
通知者 所在地		〇〇市〇〇〇 〇〇〇-〇
団体名		〇〇〇 〇〇〇 ⑤
電話番号		〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
<p>届出者が複数の場合は別紙（様式任意）に住所氏名を明示、押印のうえ添付</p> <p>景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。</p>		
行為の場所	地名・地番	柳川市〇〇 〇〇〇〇 番地
	エリア・地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input checked="" type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input checked="" type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 河川改修のため
行為の期間	着手予定	〇〇年 〇〇月 〇〇日
	完了予定	〇〇年 〇〇月 〇〇日
他法令の許可等		
変更の場合	変更箇所	
	変更内容	
※受付年月日	※処理欄	※協議の年月日

該当するものに印をつける

地番まで必ず書くこと

該当するものに印をつける

予定している日付を書くこと
届出から着手までに30日が必要

行為が複数の場合は事業全体の着手日と完了日

注1 該当の□内にチェックしてください。
 2 ※欄には記入しないでください。

(裏)

通知対象行為の種類及び設計又は施工方法					
□建築物の建築等	用途()				
	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		延床面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	緑化面積	m ²	m ²	m ²	
□工作物の建設等	種類又は用途()				
	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観を変更する修繕・模様替 □色彩の変更				
	規 模		届出部分	既存部分	計
		築造面積	m ²	m ²	m ²
		高さ	m	m	m
基準敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	緑化面積	m ²	m ²	m ²	
□開発行為	開発面積 m ²				
☑土地の形質の変更	□土地の開墾 □土石の採取 □鉱物の掘採				
	☑その他(切土による土地の形質変更)				
	開発面積	3456.75 m ²			
□木竹の伐採	□伐採				
	面積	m ²			
□物件の堆積	物件の種類()				
	面積	m ²	高さ	m	
□外観について行う照明	□建築物について行う照明	建築物の高さ	m		
		建築物の延床面積	m ²		
	□工作物について行う照明	工作物の種類()			
		工作物の高さ	m		
	工作物の築造面積	m ²			
	照明方法()				
景観形成のため特に配慮した事項	①護岸には緑化ブロックを使用する。 ②周囲の景観に配慮し、構造物の規模を小さく抑える。				

該当するものに印をつける

小数点第2位未満切り捨て

できるだけ具体的に書くこと

年 月 日

柳川市長 様

届出者 住 所 ○○市○○○ ○○○-○○

氏 名 ○○○ ○○○ ㊟

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者氏名

電話番号 ○○○○-○○-○○○○

行 為 完 了 届 出 書

柳川市景観条例第20条の規定により、次のとおり行為が完了したことを届け出ます。

行 為 の 場 所	地名・地番	柳川市○○ ○○○○ 番地
	エリア・ 地区の別	<input type="checkbox"/> 城堀周辺地区 <input type="checkbox"/> 旧城下町地区 <input checked="" type="checkbox"/> 西鉄柳川駅周辺地区 <input type="checkbox"/> 田園エリア <input type="checkbox"/> 有明海・干拓地エリア
行 為 の 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等	
	<input checked="" type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 物件の堆積 <input checked="" type="checkbox"/> 外観について行う照明	目的 共同住宅建設のため
届 出 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日	
完 了 年 月 日	○○年 ○○月 ○○日	

該当するものに
印をつける

該当するものに
印をつける

柳川市景観計画
届出の手引き

【発行】

柳川市 建設部 まちづくり課

〒832-8601 福岡県柳川市本町 87 番地 1

tel 0944-77-8552

fax 0944-73-2516